

新市建設計画（案）について

新市建設計画（案）について、次のとおり提出する。

平成16年5月13日提出

大野郡5町2村合併協議会
会長 芦刈幸雄

新市建設計画（案）について

新市建設計画（案）は、別添の「大野郡5町2村合併後の新市まちづくり計画（案）」のとおりとする。

平成 年 月 日確認 大野郡5町2村合併協議会

大野郡 5 町 2 村 合 併 後 の新市まちづくり計画(原案)

最終校正日 平成16年 5 月 7 日

大野郡 5 町 2 村 合 併 協 議 会

新市まちづくり計画目次

第1章 序論

1. 合併の必要性
2. 計画策定の方針

第2章 新市の概況

1. 位置と地勢
2. 面積
3. 人口と世帯
4. 人口動態

第3章 新市の主要指標の見通し

1. 総人口
2. 交流人口

第4章 新市まちづくりの基本方針

1. 新市の都市像
2. まちづくりの目標
3. まちづくりの方針
4. 土地利用構想

第5章 新市まちづくりの主要施策

1. ネットワークの整備による地域づくり
2. 共生と安心の生活舞台づくり
3. 健やかで生きがいとやすらぎのまちづくり
4. 働きがいのある生活基盤づくり
5. 教育の充実と文化の創造による未来づくり
6. 交流と連携による人づくり
7. 市民に信頼される行政システムづくり

第6章 新市における大分県事業

第7章 公共施設の統合整備

第8章 新市の財政計画

(参考資料 用語説明)

第1章 序 論

1. 合併の必要性

大野郡5町2村は、恵まれた自然と母なる大野川の流れのもとで、古くからいわゆる大野川満山文化が開花し、その後、戦国時代の太田氏の統治下を経て、江戸時代には岡藩及び臼杵藩の藩政下にあって栄えてきました。

その後、明治11年（1878年）の郡区町村編成法の施行によって大野郡となり、明治の大合併（明治22年＝1889年）、昭和の大合併（昭和30年＝1955年）を経て、現在の三重町、清川村、緒方町、朝地町、大野町、千歳村及び犬飼町となりました。

また、古くから文化的、経済的に深いつながりを有しており、通勤・通学はもとより、近年の生活圏や商圏の飛躍的拡大によって、地域の一体感は益々強くなってきています。

さらに、平成6年（1994年）の地方自治法改正により、平成8年（1996年）4月1日に全国に先駆けて「大野広域連合」を発足させ、ゴミの収集・焼却、し尿の処理業務をはじめとして、文化センターの管理・運営、介護保険の認定審査業務を行っており、広域的行政サービスの高まりの中で、行政的なつながりは益々膨れあがってきています。

このような地域的な情勢にあつて、大野郡5町2村の発展を模索し、質が高く、よりきめ細かい行政サービスを将来にわたって提供するためには、町村の垣根を越え、スケールメリットを生かしつつ、主体的で効率的な行財政運営が求められています。

(1) 地方分権の進展と行財政基盤の強化

近年、めまぐるしく変化する社会経済情勢の中で、特に少子・高齢化、過疎化、情報化、国際化等の潮流への対応が行政に対して強く求められています。また、多様化、高度化及び専門化する住民ニーズへの柔軟かつ適切な対応も益々必要となつてきています。

一方、地方財政については、国の財政再建に伴う地方交付税の急速な削減、長引く景気低迷による税収の落ち込み等により、悪化の一途を辿っています。

これらの現状や課題に対処し、活力ある地域社会を構築していくためには、行財政改革を積極的に進め、「自己決定・自己責任」という地方分権の原則の下で、自治体の自立を目指していかなければなりません。

そのため、スケールメリットを発揮し得る大野郡5町2村の合併により、財政力を強化するとともに、行政の総合力を高めていくことが求められています。

(2) 生活圏の拡大と多様化・高度化する行政課題への対応

大野郡5町2村は、歴史的・地理的な要因から非常に深いつながりを有してきましたが、本格的な自動車社会の到来、道路網の整備、JR豊肥線の列車増便等により、通勤、通学、買物等の日常生活圏が飛躍的に広がっています。

大野郡5町2村は、すでに一定の生活圏を形成しており、生活圏にあった一体的なまち

大野郡5町2村の合併後のまちづくり計画

第1章 序 論

づくりの推進には、実態に即した町村の再編が必要となっています。

近年、少子高齢化社会、IT社会等への対応による新たな行政課題も生まれてきています。さらに、行政に対する住民ニーズの多様化・高度化等により、行政の事務事業量は明らかに増大し、専門化、細分化されてきています。

それらに対応するためには、拠点となる施設の整備、専門職の配置等によって、時代の要請や住民ニーズに沿った行政サービスの提供が求められています。

(3) 少子・高齢化の進展

大野郡5町2村における少子化の進行は、出生率の低下という社会構造的な問題とともに、結婚・出産年齢層の流出という地域的な問題を同時に抱えており、深刻な事態となっています。少子化は、地域の次代を担う若者が少なくなることから、将来において生産年齢人口・労働人口を減少させ、地域経済力、ひいては活力の衰退につながります。

一方、高齢化の進行は、元気なお年寄りによるまちづくりへの参画等、多くの地域社会への貢献があるものの、総体としては、医療、介護・福祉等の行政需要が益々膨れ上がり、財政負担の増大をもたらすこととなります。

大野郡5町2村は、財政基盤が脆弱な小規模自治体の多い地域だけに、少子・高齢化の急速な進行によって、行財政基盤の悪化が懸念されており、その対処が地域における将来の大きな課題の一つであるといえます。

2．計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、大野郡5町2村の合併後に新市を建設していくための基本方針を定めるとともに、これに基づく建設計画を策定し、その実現を図ることにより新市の速やかな一体化を促進して、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図ることを目的とします。

また、本計画は、大野郡5町2村の合併に際し、住民の皆さんに新市の将来ビジョンを明らかにするとともに、いわゆる新市のマスタープランとしての役割を持ち、新市のあるべき方針や方向性を示すものであることから、新市誕生後速やかに策定される「新市総合計画」の基本構想部分にあたりと解釈できます。

(2) 計画の構成

本計画は、新市を建設していくための基本方針、それを実現するための主要施策、公共施設の統合整備及び財政計画で構成します。

(3) 計画の期間

新市建設の基本方針、建設計画、公共施設の統合整備及び財政計画は、平成17年度から平成26年度までの10カ年計画とします。

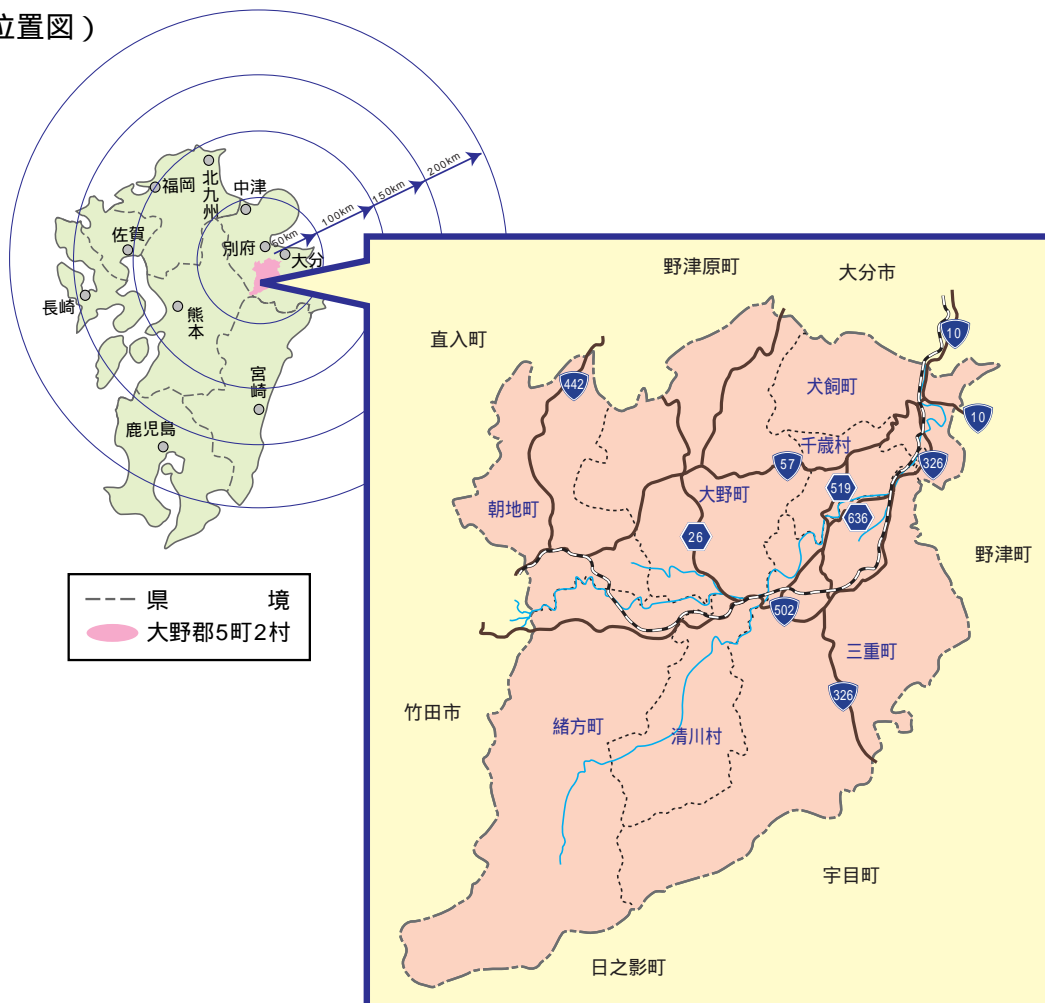
第2章 新市の概況

1. 位置と地勢

新市は、大分県の南西部、大野川の中・上流域に位置し、総面積は県土の9.5%にあたり、東部は大峠山、佩楯山、西部は阿蘇外輪山のすそ野、北部は神角寺・鎧ヶ岳、南は祖母・傾山により囲まれ、盆地状をなしています。地形的、地理的には必ずしも恵まれてはいないが、起伏に富み、かつ複雑な地形を活かすとともに、大小の河川を集めて別府湾に注ぐ大野川の豊かな水利があり、九州屈指の畑作地帯を形成しています。また、神角寺・芹川県立自然公園、祖母・傾県立自然公園、祖母・傾国定公園によって囲まれており、有形、無形の地域資源に恵まれた名水・田園・観光のふるさとでもあります。

気候は瀬戸内海型気候に属し、平地気候と山地気候のほぼ中間にあり、四季を通じておおむね温暖で、一部の山岳地帯を除いては、平坦地の平均気温は15～16℃と極めて農耕に適しており、古くから農業を基幹産業として発展してきました。

(位置図)



大野郡5町2村の合併後のまちづくり計画

第2章 新市の概況

2. 面積

新市は、東西約 22 Km、南北約 31 Km、全体面積は603.36 Km²であり、県土の9.5%を占めています。

面積を地目別に見ると、74.2%が林野で、耕地は11.8%、宅地はわずか1.5%となっています。

(大野郡5町2村の地目別面積)

(単位：ha)

市町村名	耕 地		林 野			宅地	その他	合計
		うち田	山林	竹林	原野			
三重町	1,340	837	11,748	248	524	346	2,011	16,217
清川村	524	390	3,399	52	124	55	564	4,718
緒方町	1,710	1,480	10,955	235	208	135	1,553	14,796
朝地町	919	701	4,719	154	174	73	800	6,839
大野町	1,540	727	7,107	221	439	132	1,510	10,949
千歳村	523	301	996	57	57	89	421	2,143
犬飼町	570	308	3,059	149	129	90	677	4,674
合 計	7,126	4,744	41,983	1,116	1,655	920	7,536	60,336

(資料：平成13年度大分県統計年鑑)

3. 人口と世帯

平成12年の国勢調査では、大野郡5町2村の人口の合計は、43,371人で、昭和55年の人口51,975人と比較すると8,604人減少しています。増減率でみると16.6%減となっており、減少の一途を辿っている状況です。

なかでも、14歳以下の年少人口及び生産年齢人口の減少が著しく、年少人口の全人口に占める比率は昭和55年の18.7%から平成12年には12.2%と小さくなっており、生産年齢人口の全人口に占める比率は昭和55年の65.8%から平成12年には55.6%にまで小さくなっています。これに対して、65歳以上の高齢者人口の全人口に占める比率は、昭和55年の15.5%から平成12年には32.1%と2倍以上に大きくなっています。このようなことから、急速に少子・高齢化が進行していることがうかがえます。

世帯数については、昭和55年の14,875世帯に対し、平成12年には15,151世帯と微増しており、1世帯あたりの人員は減少傾向にあって、核家族化が進んでいるといえます。

産業別就業人口を産業構造別に見ると、平成12年の国勢調査では、第1次産業である農林業等が24.9%、第2次産業である建設・製造業等が24.5%、第3次産業である卸・小

大野郡5町2村の合併後のまちづくり計画

第2章 新市の概況

売・サービス業等が50.5%となっています。高齢化や後継者不足から減少している第1次産業に対し、第3次産業の占める割合が高くなってきています。

(大野郡5町2村の人口と世帯数の推移)

(単位:人、世帯)

区 分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
総 人 口	51,975	50,011	47,034	45,191	43,371
総 世 帯 数	14,875	14,850	14,642	14,883	15,151
1世帯あたり人口	3.49	3.37	3.21	3.04	2.86

資料：国勢調査

(大野郡5町2村の年齢別人口)

(単位:人、%)

区 分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
総 人 口	51,975	50,011	47,034	45,191	43,371
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
年 少 人 口 (0～14歳)	9,751	8,968	7,660	6,300	5,312
	(18.7)	(17.9)	(16.3)	(14.0)	(12.2)
生 産 年 齢 人 口 (15～64歳)	34,188	32,068	29,043	26,404	24,126
	(65.8)	(64.1)	(61.7)	(58.4)	(55.6)
老 年 人 口 (65歳以上)	8,036	8,975	10,331	12,485	13,912
	(15.5)	(18.0)	(22.0)	(27.6)	(32.1)
不 詳	0	0	0	2	21
	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.1)

資料：国勢調査

(大野郡5町2村の就業人口)

(単位:人、%)

区 分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
就 業 者 数	27,605	25,916	23,936	23,159	21,880
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
第 1 次 産 業	11,293	10,076	7,551	6,081	5,453
	(40.9)	(38.9)	(31.6)	(26.3)	(24.9)
第 2 次 産 業	5,565	5,236	5,982	6,289	5,358
	(20.2)	(20.2)	(25.0)	(27.2)	(24.5)
第 3 次 産 業	10,725	10,584	10,393	10,781	11,055
	(38.8)	(40.8)	(43.4)	(46.5)	(50.5)
分 類 不 能	22	20	10	8	14
	(0.1)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.1)

資料：国勢調査

4. 人口動態

大野郡5町2村の人口動態に関し、昭和58年から5年刻みで調査結果を比較してみると、自然動態では、昭和58年の調査で出生数518人に対し、死亡数562人とその差は44人であったものが、平成15年の調査では出生数290人に対し死亡数615人と死亡数が出生数を325人も上回り、出生数の減少と死亡数の増加による自然減は、調査ごとに拡大傾向の状況にあります。

社会動態については、昭和63年の転入数1,706人に対し転出数2,227人と転出数が転入数を521人も上回っていたが、平成15年の調査では、転入数1,671人に対し転出数1,726人とその差は55人まで減少しており、社会減にほぼ歯止めがかかってきた状況です。

その原因を分析すると、社会動態に関しては、三重町における郊外型大型店の出店、民間業者によるアパート建設と分譲宅地の開発、その他の町村においては町村が主体となり実施した分譲宅地整備事業や公営住宅の整備等、定住促進対策を講じたことにより一定の成果があったといえます。

一方、自然動態については、少子化に歯止めがかかっていない現状となっています。少子化対策は、我が国を含め世界の先進諸国での大きな社会問題となっており、行政はもとより、社会全体で子育てを支援していくシステムが必要です。また、地方の中山間地域である大野郡5町2村にとっては、子供を産む層である若者の定住も少子化に歯止めをかける極めて重要な地域の課題です。

そのため、新たな産業振興、企業誘致等による就業の場の確保、保育制度の充実等の子育て支援策を強力に推進するとともに、快適な生活環境の整備を図り、積極的に若者の定住策を講じることが重要です。

大野郡5町2村の合併後のまちづくり計画

第2章 新市の概況

(大野郡5町2村の町村別人口動態 昭和58年～平成15年)

(単位：人)

町村名	年別	人口増減	自然増減		社会増減			
			出生	死亡	転入	転出		
三重町	S58年	172	28	206	178	200	1,002	1,202
	S63年	162	7	177	184	155	868	1,023
	H 5年	2	50	137	187	48	938	890
	H10年	42	64	162	226	22	945	923
	H15年	74	72	165	237	2	918	920
清川村	S58年	67	21	18	39	46	120	166
	S63年	77	3	23	26	74	76	150
	H 5年	80	20	22	42	60	65	125
	H10年	22	17	13	30	5	68	73
	H15年	10	18	18	36	8	77	69
緒方町	S58年	113	33	71	104	80	350	430
	S63年	198	46	52	98	152	187	339
	H 5年	111	61	37	98	50	234	284
	H10年	139	88	39	127	51	200	251
	H15年	45	86	25	111	41	242	201
朝地町	S58年	43	15	44	59	28	187	215
	S63年	55	4	32	36	51	103	154
	H 5年	60	41	20	61	19	124	143
	H10年	46	34	23	57	12	122	134
	H15年	35	33	20	53	2	86	88
大野町	S58年	50	13	74	87	37	264	301
	S63年	52	30	54	84	22	206	228
	H 5年	112	44	33	77	68	145	213
	H10年	104	58	26	84	46	142	188
	H15年	94	73	24	97	21	141	162
千歳村	S58年	2	2	39	37	4	133	137
	S63年	46	18	23	41	28	78	106
	H 5年	22	2	18	20	24	142	118
	H10年	17	14	18	32	3	104	107
	H15年	48	9	16	25	39	76	115
犬飼町	S58年	4	8	66	58	4	243	247
	S63年	32	7	56	49	39	188	227
	H 5年	66	6	42	48	60	163	223
	H10年	75	22	31	53	53	115	168
	H15年	74	34	22	56	40	131	171
合計	S58年	443	44	518	562	399	2,299	2,698
	S63年	622	101	417	518	521	1,706	2,227
	H 5年	409	224	309	533	185	1,811	1,996
	H10年	445	297	312	609	148	1,696	1,844
	H15年	380	325	290	615	55	1,671	1,726

資料：毎月流動人口調査報告（大分県）

第3章 新市の主要指標の見通し

1. 総人口

大野郡5町2村の総人口は、急激な少子・高齢化や若者世代の流出による社会減により年々減少傾向にあります。5年ごとの国勢調査データを基にした人口予測で一般的に用いられるコーホート要因法で推計すると、新市の人口は平成27年には平成12年よりも6,937人減少して36,434人と算出され、人口の減少が極めて急速に進行することになります。

我が国の総人口は、推計によると、平成18年頃を最高に、それ以降減少に向かうと予想されており、本格的に少子・高齢化社会を迎え、我が国にとって大きな課題となってくるものが予想されます。

このため、新市においては、若者が定住し、家庭を築き、子どもを安心して出産できる環境整備や子育ての支援施策等、あらゆる分野の施策を連携させながら、少子・高齢化と過疎化に歯止めをかけるよう住民・地域・行政が一体となり、コミュニティ活動の推進等の対策を講じていかななくてはなりません。

新市の人口は、合併による知名度やイメージアップ、さらには第4章及び第5章に記述した施策を積極的に推進し、構造的に進む人口の減少傾向をできる限り抑えることによって、平成27年における人口の目標を40,000人とします。(資料9ページ)

コーホート要因法……人口を年齢別に5歳ごとの階層(コーホート)に分け、出生率や移動率等の要因についての仮定値をあてはめて、各階層がどれだけ増減するかを計算する将来人口の推計方法

2. 交流人口

大野郡5町2村には、歴史、文化資源、自然資源等の数多くの観光資源が点在しています。その施設の整備・充実や道の駅・里の駅の集客機能によって、交流人口は年々増加傾向にあります。

しかしながら、この地域の個々の観光資源は、規模が小さく点在しているため、その魅力を十分に活かしきれず、観光が産業として確立されていないのが現状です。

そのため、新市においては、観光資源や周辺環境、交通基盤等のハード面の整備に加え、「もてなし」等の心の醸成といったソフト面の整備、充実を図ります。

また、大野川や棚田、花等といった地域づくりの観点からも、地域資源を活かした観光拠点づくりを進め、観光客が満足できる基盤づくりを推進することによって、平成27年の交流人口の目標を400万人と設定します。(資料10ページ)

大野郡5町2村の合併後のまちづくり計画

第3章 新市の主要指標の見通し

(大野郡5町2村の町村別年令階層別将来人口)

(単位:人)

市町村名	年令階層	H 7年	H 12年	H 17年	H 22年	H 27年
総人口	0～14歳	6,300	5,312	4,896	4,591	4,199
	15～64歳	26,404	24,126	22,355	21,014	18,966
	65歳以上	12,485	13,912	14,137	13,498	13,269
	年齢不詳	2	21	-	-	-
	計	45,191	43,371	41,388	39,103	36,434
三重町	0～14歳	2,814	2,515	2,385	2,286	2,148
	15～64歳	11,191	10,902	10,600	10,296	9,707
	65歳以上	4,260	4,807	5,101	5,202	5,417
	年齢不詳	2	17	-	-	-
	計	18,267	18,241	18,086	17,784	17,272
清川村	0～14歳	320	308	315	314	299
	15～64歳	1,447	1,238	1,121	1,106	1,044
	65歳以上	858	975	961	829	749
	年齢不詳	-	-	-	-	-
	計	2,625	2,521	2,397	2,249	2,092
緒方町	0～14歳	797	690	658	615	547
	15～64歳	3,757	3,247	2,902	2,705	2,407
	65歳以上	2,381	2,609	2,605	2,381	2,221
	年齢不詳	-	-	-	-	-
	計	6,935	6,546	6,165	5,701	5,175
朝地町	0～14歳	458	352	306	282	246
	15～64歳	2,110	1,784	1,530	1,333	1,100
	65歳以上	1,180	1,295	1,281	1,175	1,096
	年齢不詳	-	-	-	-	-
	計	3,748	3,431	3,117	2,790	2,442
大野町	0～14歳	784	585	457	370	299
	15～64歳	3,292	2,759	2,395	2,139	1,764
	65歳以上	1,933	2,189	2,168	1,974	1,855
	年齢不詳	-	-	-	-	-
	計	6,009	5,533	5,020	4,483	3,918
千歳村	0～14歳	407	336	332	314	286
	15～64歳	1,640	1,515	1,379	1,306	1,178
	65歳以上	713	760	754	694	668
	年齢不詳	-	-	-	-	-
	計	2,760	2,611	2,465	2,314	2,132
犬飼町	0～14歳	720	526	443	410	374
	15～64歳	2,967	2,681	2,428	2,129	1,766
	65歳以上	1,160	1,277	1,267	1,243	1,263
	年齢不詳	-	4	-	-	-
	計	4,847	4,488	4,138	3,782	3,403

平成7年、12年は国勢調査による実数

大野郡5町2村の合併後のまちづくり計画

第3章 新市の主要指標の見通し

(大野郡5町2村の観光入り込み客数の推移)

(単位:人、千円)

市 町 村 名		H 11年	H 12年	H 13年	H 14年	H 27年
総 人 口	日 帰 り	1,590,367	1,760,203	2,126,058	2,242,772	交流人口 4,000,000
	宿 泊 客	28,272	29,008	30,138	28,241	
	計	1,618,639	1,789,211	2,156,196	2,271,013	
	消 費 額	1,614,925	1,604,139	1,603,244	1,620,978	
三 重 町	日 帰 り	321,280	329,340	319,250	306,430	
	宿 泊 客	12,420	12,710	14,010	12,470	
	計	333,700	342,050	333,260	318,900	
	消 費 額	853,400	761,435	731,025	659,058	
清 川 村	日 帰 り	127,100	129,600	402,600	409,400	
	宿 泊 客	5,980	6,113	6,060	5,970	
	計	133,080	135,713	408,660	415,370	
	消 費 額	101,230	104,050	104,330	139,049	
緒 方 町	日 帰 り	455,934	484,536	508,052	547,440	
	宿 泊 客	2,854	2,760	3,084	2,689	
	計	458,788	487,296	511,136	550,129	
	消 費 額	257,831	297,830	311,855	343,524	
朝 地 町	日 帰 り	365,720	493,782	620,876	708,999	
	宿 泊 客	59	65	67	21	
	計	365,779	493,847	620,943	709,020	
	消 費 額	279,724	307,858	332,487	363,671	
大 野 町	日 帰 り	57,255	63,610	61,578	60,360	
	宿 泊 客	925	996	981	1,002	
	計	58,180	64,606	62,559	61,362	
	消 費 額	40,320	46,337	48,700	44,583	
千 歳 村	日 帰 り	56,448	52,996	49,350	49,548	
	宿 泊 客	0	0	0	0	
	計	56,448	52,996	49,350	49,548	
	消 費 額	41,812	34,585	33,161	29,331	
犬 飼 町	日 帰 り	206,630	206,339	164,352	160,595	
	宿 泊 客	6,034	6,364	5,936	6,089	
	計	212,664	212,703	170,288	166,684	
	消 費 額	40,608	52,044	41,686	41,762	

資料：観光動態調査、平成14年については速報値

第4章 新市まちづくりの基本方針

1. 新市の都市像

豊かな自然と文化を未来につなぐやすらぎ交流都市

新市は、大分県の南西部、九州のほぼ中央に位置し、祖母・傾山系の山岳地域と大野川流域の平坦地域からなる、緑豊かな大自然に恵まれた典型的な農山村地域です。

また、新市は、いわゆる古代の大野川満山文化のもとで、数多くの伝説、仏教遺跡、伝統芸能が残されている歴史・文化的資源の多い地域であり、古くから大分～熊本間、大分～宮崎間の交通の要衝として栄えてきました。

このような自然・歴史・文化的資源を活かし、新市においては、暮らしにゆとりと豊かさが実感でき、中九州における活力とやすらぎの交流拠点として、健康で文化の香るまちづくりを推進していかねばなりません。

新市の財産である地域資源を未来につなげていくことが新市における重要な責務です。また、郷土への思いと誇りを共有し、住民一人ひとりが参画して新しいまちを創造する、いわゆる協働・共創のまちづくりを目指していかねばなりません。そのようなまちづくりの目標から、新市の都市像を「豊かな自然と文化を未来につなぐやすらぎ交流都市」とします。

2. まちづくりの目標

(1) 人と自然にやさしいやすらぎのまちづくり

まちづくりを進める上では、新市の財産である豊かな自然との共生を最優先課題として、多自然型社会の創造を目指し、自然が持つ公共機能と施策の有機的結合を図っていかねばなりません。

そのため、自然の価値観を再認識し、自然景観の保全と創造に努めるとともに、環境教育を積極的に推進します。また、循環型社会の形成も視野に入れつつ、資源リサイクルシステムの構築や廃棄物処理システムの確立、新エネルギーの導入等、自然と共生するやすらぎのまちづくりを目指します。

将来に向けて魅力あふれる新市を創造するためには、そこに住む住民がゆとりや豊かさを実感し、誇りをもって生活することが大切です。

そのためには、道路、住宅、上下水道等の生活基盤の整備と福祉・医療等の行政サービ

大野郡5町2村の合併後のまちづくり計画

第4章 新市まちづくりの基本方針

スの充実を図らなければなりません。とりわけ、少子・高齢化対策は新市において重要な課題の一つとして、真剣に取り組んでいかなければなりません。少子化対策としては、核家族化、地域力の低下等によって、子育てそのものを地域社会全体で支えていくことが必要です。そのため、新市においては、保育や教育等に関する支援や子育て経験のあるボランティアの協力等、可能な限りの施策によって、より一層子育て支援策を強化していかなければなりません。

また、他地域に比べて高齢化が進む新市においては、多様な住民の福祉ニーズに対応し、住民が安心して暮らしていけるよう、行政、家庭、地域等が協働で支え合う福祉の実現、予防からリハビリテーションに至るまでの一貫した保健医療体制の整備に努めます。さらに、福祉・保健・医療の各分野の連携を図るとともに、新市の主要課題として積極的に取り組み、市民とのふれあいを大切にする、人にやさしいまちづくりを目指します。

(2) 活力に満ちた健康で文化の香るまちづくり

まちづくりを進める上で、そこに住む住民が郷土への誇りと愛着心を持ちながら、文化的で健やかに生活することが重要な条件となっています。

そのため、幼児から高齢者に至るまで、それぞれのライフステージに応じ、生活習慣や体力に見合った健康づくり運動を積極的に推進します。あわせて、健康的でいきいきとした豊かなスポーツライフの実現とスポーツを通じたまちづくりを推進します。

さらには、地域が培ってきた歴史や文化を活かしつつ、社会にも対応した特色のある学校教育の充実を図るとともに、公民館をはじめとした生涯学習の拠点となる施設の整備、施設・団体間のネットワーク化、メニューの充実等により、先進的な生涯学習の推進に努めます。また、新市の文化資源・文化施設のネットワーク化を図りながら、文化・芸術活動を積極的に推進します。特に、地域に根ざした個性豊かな郷土芸能の保存・継承等、これまで地域が育んできた文化活動への支援をより一層図り、文化の香るまちづくりに努めます。

こうしたまちづくりに加えて、にぎわいと活力あふれる新市を創造するためには、産業の活性化、次代を担う若者の定住、交流人口の増大等につながる条件の整備や施策を積極的に展開することが不可欠です。

そのためには、まず中九州横断道路、県道三重・新殿線バイパス、犬飼バイパス等の高速道路網をはじめ、国道や県道等で新市全体を「はしご型」の循環型道路網で結び、市道と併せて整備を積極的に推進します。

このような道路網の整備に伴い、県都大分市へのアクセスは格段に短縮することとなり、通勤や買物等の利便性ははるかに向上し、定住につながる事が予想されます。生活環境基盤や情報通信基盤の整備、雇用の場の確保等、いわゆる都市基盤の整備にも配慮しながら、特に若者の定住に努めていかなければなりません。

また、名所旧跡への観光、「道の駅・里の駅」における有機・無農薬野菜等の消費、グリーンツーリズム等によって、交流人口の増加を図り、新市がにぎわうような施策の展開

大野郡5町2村の合併後のまちづくり計画

第4章 新市まちづくりの基本方針

も必要です。

一方、産業の活性化、とりわけ地域の基幹産業である農業の再生は、地域経済浮揚の鍵を握っているため、最優先課題と位置づけ、環境保全に配慮しつつ、観光、商工業等の異業種との連携により、積極的に取り組まなければなりません。

さらに、既存の地場企業や福祉・環境・情報通信等の新規成長産業やベンチャー企業の育成と環境共生型の企業誘致を図り、活力あふれるまちづくりに努めます。

(3) 市民が参加する協働・共創のまちづくり

成熟した社会にあって、行政、企業と住民の関係が大きく変わろうとしています。特に近年、福祉、環境、国際交流、教育、災害対策等の分野では、住民活動が契機となって、民間主導においても社会に貢献できることが明らかになっています。現在、注目を集めている住民活動としてのNPOやボランティア団体の参画がまちづくりに欠かせないものとなってきています。

新市においては、自然・文化等の地域財産を次代に継承していかなければなりません。これまでに培ってきた地域アイデンティティや誇りを礎として、各種のまちづくり施策を展開していくには、行政のみでは限界があり、地域の伝統や風習の伝承はもちろんのこと、「美しい自然を守る」「福祉を地域で支え合う」等、市民の全面的な協力・参加が不可欠です。よって、今後のまちづくりにおいては、民間と行政の役割分担・責任分担のシステムを確立していくことが必要です。

そのため、合併を機に、多くの市民が新市のまちづくりに参画できるようにするため、NPO、ボランティア等の市民グループの設立・育成を支援するとともに、グループ・団体間のネットワークを図りながら、パートナーシップを構築し、協働・共創のまちづくりを進めることを目指します。

3. まちづくりの方針

3つのまちづくりの目標を達成するため、次の7つの方針を掲げ、活力と魅力あるまちづくりを推進します。

- (1) ネットワークの整備による地域づくり
- (2) 共生と安心の生活舞台づくり
- (3) 健やかで生きがいとやすらぎのまちづくり
- (4) 働きがいのある生活基盤づくり
- (5) 教育の充実と文化の創造による未来づくり
- (6) 交流と連携による人づくり
- (7) 市民に信頼される行政システムづくり

(1) ネットワークの整備による地域づくり

新市の魅力やらしさを創造していくためには、地域資源を活かし、シンボリックなイメージやブランドを創出することが求められています。

一方で、合併に伴う著しい行政範囲の拡大により、従来の行政サービスを維持することが求められています。

そのため、新市においては、これらの課題に的確かつ迅速に対処し、これまでどおり行政が身近に感じられるよう、交通・通信網をはじめとし、観光スポット、人材、公共施設等の様々なネットワークの構築を図り、行政と住民の間の距離を縮めながら、利便性・緊密性の確保に努めていく必要があります。

ネットワーク整備における新市の課題は、まず道路網の整備が挙げられます。山間部を多く抱える地形から特に県道の整備は遅れており、これが新市に豊富に存在する地域資源のネットワーク化の障害となっています。そのため、国道はもとより、県道の整備を関係機関に働きかけるとともに、生活道路の整備を積極的に推進します。

また、情報ネットワークの整備は、高度情報化社会への対応というグローバル的課題と行政単位の拡大、高齢化の急速な進展等による行政情報の迅速かつ正確な伝達という地域的課題を克服していく上で、新市における重要施策の一つです。また、それは、単なる行政情報の提供にとどまらず、若者の定住、企業誘致、防災対策等の重要施策を進める上での鍵を握る事業であり、新市発展の可能性を高めるためにも必要であることは言うまでもありません。事業の実施については、事業自体が多額な経費を要することや今後益々技術革新が進むことから、財政計画及び社会情勢の変化を勘案しつつ、総合的かつ長期的に判断し、新市において最良の情報ネットワークの構築に努めます。

その他のネットワーク整備については、名所旧跡、道の駅等の観光スポットのネットワーク、新市の新たな文化を創造していくための文化センター、公民館、図書館、朝倉文夫記念館、幸寿美術館等の生涯学習分野のネットワーク等々、歴史・文化、さらには地域産業等の資源におけるネットワークを駆使し、新たな魅力をひきだしていくとともに、一体

大野郡5町2村の合併後のまちづくり計画

第4章 新市まちづくりの基本方針

感と可能性を高めていく必要があります。

(2) 共生と安心の生活舞台づくり

今日的課題である多自然型社会の創造のために、新市が有する森林や河川を住民のいよしの場として整備・保全するとともに、今後は、感動体験を味わう環境教育の生きた実践の場としての活用を考える必要があります。

近年では、限られた資源を有効利用し、廃棄物をできるだけ削減する循環型社会の形成が求められています。そのため、ごみの分別収集、リサイクル意識の啓発や再生商品の利用促進に努める等、環境にできるだけ負担をかけない社会づくりへの機運を高めていく必要があります。また、グローバルな視点から環境マスタープラン等を策定し、新市をあげて環境保全への取り組みに努めます。

犬飼バイパスの開通、中九州横断道路の建設、さらに国道442号の改修整備に伴い、大分市とのアクセス時間が短縮されることから、魅力ある住宅地の形成を行うことにより若年者の定着や圏域外からの人口流入を図るよう努めます。また、上下水道の整備やバリアフリーな居住環境の確立を積極的に促進し、「誰もが住める」「誰もが住みたい」まちづくりを目指します。また、憩いとやすらぎのスペースを確保するため、公園や緑地を整備し、花と緑のまちづくりを推進します。

地域防災組織としての消防団を中心に、地域、企業単位での自主防災組織の強化を図ることが重要です。また、常備消防については機動力・装備力のより一層の充実・強化を図るとともに、自治消防との連携も密にし、地域としての消防力の強化に努める必要があります。また、河川改修や地すべり対策事業等の治山・治水対策を進め、地域防災体制の充実・強化を図り、危機管理の観点から災害に強い安全な地域づくりを進めます。

救急・救助活動については、県（防災ヘリコプター）、病院、消防署、警察署等の関係機関との連携を密にし、万一の場合の救急・救助・救命活動がスムーズに行われるよう協力体制を確立することに努めます。

防犯・交通安全については、防犯対策の強化と防犯意識の啓発、交通安全知識の普及、マナーの向上等、地域ぐるみでの対策を強化します。

(3) 健やかで生きがいとやすらぎのまちづくり

新市の高齢化は県平均を大きく上回るペースで進行しており、高齢者が安心して暮らしていけるための高齢者福祉は重要な課題です。また、障害者（児）福祉に関しても、障害者（児）が住み慣れた地域でいきいきと生活できる環境づくりも重要です。在宅福祉サービスを基盤とした生活の継続性を重視するとともに、誰もが社会参加できる環境づくりを進めていく必要があります。このため、保健・医療と福祉の連携、人材交流、ボランティアの育成・活用、福祉教育の推進、地域社会の理解の拡大等、ノーマライゼーションに基づく社会福祉システムの整備に努めます。

保健・医療に関しては、住民が身近なところで充実した保健サービスを受けられるよう

大野郡5町2村の合併後のまちづくり計画

第4章 新市まちづくりの基本方針

新市全体としての保健活動を推進していくとともに、地域医療のネットワーク化を図る必要があります。また、救急医療体制の整備を進め、多段階の体制区分（初期、2次、3次医療）に応じた基盤づくりの推進が求められています。

また、高齢社会の進行、疾病構造の変化、家族形態の変容等を背景に、福祉・保健・医療に対するニーズは多様化・複合化しています。これらに対応するためには、福祉・保健・医療の連携を強化し、関係機関のネットワークづくりを進め、福祉・保健・医療が一体となった総合的なサービスが提供できる体制の整備を推進します。

(4) 働きがいのある生活基盤づくり

新市においては、温暖な気候、まとまった農地の存在等の気候的、地形的条件には恵まれていることから、農業が基幹産業としての地位を築いてきました。しかし、新市の農業を取り巻く情勢は、近年の生産額の低迷、農業従事者の高齢化と後継者減少等の深刻さを増しています。

今後の方向としては、農業を魅力ある産業の中心として再生し、その振興を図る必要があります。そのためには、新しい世代の農業経営の意欲を汲み取り、後継者の育成と確保に努めるとともに、地産地消を図りつつ、消費者のニーズを的確につかみ、マーケティングまでを考慮した農業分野における総合情報システムを構築する必要があります。

畜産の振興については、畜産農家の育成や生産の低コスト・省力化、高品質化を推進するとともに、「繁殖」や「肥育」指導体制の強化を図り、ブランド化を目指します。

林業に関しては、農業と同様、木材価格の低迷や従事者の高齢化、後継者不足等の問題を抱えており、森林が担っている国土の保全や水源の涵養等の公益的機能の低下が懸念されています。今後は、林業生産基盤の整備や乾椎茸を主体とした特用林産物の生産振興を図りながら、長期的な視点に立った魅力ある林業の再生策を検討します。

商業に関しては、新市全体の商店数、従業者数、販売額とも、長引く景気低迷の中にあって長期低落傾向を示し、商業環境は厳しい現状にあります。さらに、商圈の拡大や消費者ニーズの多様化・高度化等により、隣接する大分市への流出傾向も顕著となっています。

そのため、今後の社会・経済の動向を踏まえ、高齢化社会への対応、環境への配慮等、人や環境にやさしい商店街の形成が求められています。また、地元消費者への購買力を高める等の経営環境の近代化と高度化を図るとともに、時代を先取りする経営感覚を身につけた商店後継者の育成・確保が不可欠です。

企業誘致については、環境に配慮した企業の誘致を図り、雇用の場の確保、若者の定住につながるよう努めます。

新市においては、「原尻の滝」や「御嶽神楽」等をはじめ、県内でも有数の観光資源を有しており、他にも多くの歴史資産、文化施設、公園等、多くの人に親しめ、楽しめる観光施設が点在しています。しかし、これまでそれぞれの連携は弱く、この地域を象徴する総合的・統一的なイメージを持った観光地の形成にはなり得ていません。

近年の観光ニーズは、一観光資源に満足するものではなく、目的地に応じた様々なバリ

大野郡5町2村の合併後のまちづくり計画

第4章 新市まちづくりの基本方針

エーションを求めており、まさしく多様化・高度化しています。そのためにも、新市内に点在する観光資源を再評価・再確認し、観光のネットワーク化を図ることが重要です。「観る」観光に加え、グリーンツーリズム等の「体験する」観光も含めて、新市の観光施策を積極的に推進します。

観光の拠点ともなる「道の駅」「里の駅」については、地元住民の協力を得ながら、他の「駅」とは異なった特長を鮮明に打ち出していかなければなりません。新市内の「駅」が良い意味で競争し、地元で親しまれ、利用者には喜ばれるように努め、情報・交流ステーションとしての機能を高めるとともに、各駅のネットワーク化を図ります。

(5) 教育の充実と文化の創造による未来づくり

自由時間増大によるゆとり社会の実現をめざし、働き盛り世代から高年者に至るまで学習意欲の増大が年々高まりをみせており、それに応じた生涯学習メニューの整備が課題となっています。生涯学習の充実・推進は、今後とも公民館事業を中心に講座・教室等の学習機会の充実を図り、市民の学習意欲の向上やいきがいづくりにつなげ、ネットワーク化を推進し、学習機会の提供を図る必要があります。また、すべての人々の基本的人権を尊重し、お互いを認め合い差別のない共生社会の実現に向け、様々な機会や場面を通して、同和問題をはじめとする人権教育を推進します。

未来のまちづくりを想定した場合、その地域に自信や誇りを持つことが必要です。幸いにも新市には、誇れる多彩な歴史・文化資源があり、その活用が十分期待されます。このようなことから、これら地域資源を市民の共有の財産として再評価し、点在する歴史・文化資源をネットワーク化し、地域資源の魅力を最大限に発揮できるような環境づくりに努める必要があります。

まちづくりは、人づくりであることは言うまでもありません。そのためにも、郷土の未来を託す子供たちへの教育内容と環境の整備・充実は欠くことのできないものです。

近年のいじめや犯罪の低年齢化等の社会問題、地球的規模で激動する社会・経済情勢等を踏まえ、学校教育においても「自然や人を思いやる心」「郷土に誇りを持つ心」等の心の教育と同時に、「情報化」「国際化」等の時代に即応した教育も必要となっています。

そのため、教育施設の整備・充実を図り、体験学習等を通して豊かな心を育むふれあい教育、C I R（国際交流員）やA L T（外国語指導助手）を通じての国際感覚の醸成、コンピュータ教育等を積極的に推進します。

青少年を巡る近年の不幸な事件の背景には、家庭及び地域の教育力の低下があると考えられており、その教育力の再生が急務となっています。今後、ますます多様化・複雑化する社会環境の中で、学校・家庭・地域社会の三者が連携を保ちながら、子供が健全に育つ地域づくりを進めることが重要です。学校と地域の結びつきの強化により、郷土愛や地域への誇り、地域の連帯感を育む場として、新市ならではの特色ある教育環境の整備に努めます。

スポーツ・レクリエーション活動は、健康増進に加え、世代や地域を超えた交流やふれ

大野郡5町2村の合併後のまちづくり計画

第4章 新市まちづくりの基本方針

あいの機会として、新市においても積極的に推進します。そのためには、スポーツ施設の整備、指導者の養成等を積極的に推進します。また、国の進める総合型地域スポーツクラブの設立も視野に入れ、施設、競技団体、チーム、指導者等を組織的に整備し、ネットワーク化を図ります。

剣道、山岳、ソフトボール、カヌーの4つの正式競技とスポーツ行事等の開催が予定されている第63回（平成20年）の大分国体は、新市誕生後、全国的に新市をPRできる最初のイベントとして、これを契機に新市の一体感を築くとともに、道路や開催地周辺の整備、経済効果、情報発信等、新市のまちづくりに大きく貢献するチャンスです。しかし、その準備と開催には、専任職員の配置も含め、長い期間と多額の経費とがかかることも事実です。そのため、国体開催のメリットを最大限活かしつつ、国体後の施設・設備の利用等を十分に検討し、生涯スポーツの振興等の将来のまちづくりに資するよう、効率的かつ合理的な国体事業の展開に努めていかなければなりません。

(6) 交流と連携による人づくり

地方自治の本質である住民の参加と意思に基づく行政運営が、地方分権が進む今日、強く求められています。そのため、新市においては住民がまちづくりに積極的に参加できるシステムを構築していかなければなりません。

また、NPO、ボランティア団体等の市民グループについては、協力・支援できる市民を広く呼びかけ、その育成を支援しながら、行政とのパートナーシップを構築します。そして、それらの団体と行政とが協働してまちづくりを進めるよう、連携を強めていきます。

今後は、生涯学習、福祉サービス、地域づくり、自然保護、情報化等の分野において、ボランティアの方々の協力が必要になってきます。このような人材を地域の財産としてとらえ、より一層人的資源の発掘に努めるとともに、各種教育機関や生涯学習施設との連携を図り、人材の養成とそのネットワーク化を積極的に推進します。

新市においては、構造的な過疎化、少子・高齢化の流れにあって、集落や小学校区単位の地域コミュニティの維持・強化は極めて重要な課題です。合併によって行政範囲が大幅に広がることから、より深刻で重要な問題と捉え、地域コミュニティの再生を図らなければなりません。そのため、新市においては、自治公民館の活動補助、行政区（自治区）、校区等の地域自らが主体的に立案する計画的で独創性にあふれた事業の積極的な支援に努めます。

交流事業は、他地域の風習・文化、産業等を学び、友好の輪を広げるとともに、住民にとっては、ふるさとの自然や歴史、そして先達の偉業を再確認・再発見することによって、郷土への誇りや愛着心を喚起する地域づくりの原点であるともいえます。よって、新市誕生を機に、まずは新市区域内の人や地域の交流を積極的に促進し、友情と連帯の輪を広げながら、新市の一体感を高めます。

近年、「交流」が活力の源となることから、国内外の様々な地域との交流が盛んに行われています。新市においても、交流の場や機会を数多く設定し、地域の情報発信力を高め

大野郡5町2村の合併後のまちづくり計画

第4章 新市まちづくりの基本方針

ながら、活力と魅力あふれるまちづくりを推進します。

そのため、新市においても、国内外の地域間交流を積極的に推進し、これまで培ってきた地域特性やノウハウを生かしつつ、それぞれの交流が魅力と個性にあふれるものとなるよう努めます。

(7) 市民に信頼される行政システムづくり

新市は、収入財源の大半を占める地方交付税の削減により、財政状況がますます厳しくなる中、少子・高齢化、過疎化の急速な進展、基幹産業である農林業の衰退による農地と山林の荒廃等の地域的課題が山積しています。

地域の現状や課題に対処し、「自己決定・自己責任」という原則に基づく地方分権を推進しながら、活力ある地域社会を構築していくためには、スケールメリットを活かしつつ行財政改革を積極的に進め、財政力を強化するとともに、行政の総合力を高めていかなければなりません。

新市の行政システムについては、厳しい財政状況にあって、住民ニーズに的確に対応し新市ビジョンを着実かつ適切に実行するための体制を整備しながらも、一方でスケールメリットを生かした行政のスリム化が求められています。

そのため、健全な財政運営を進めながら、時代の要請に即応した行政組織の構築、事務事業等の見直し、さらには職員の資質の向上と行政サービス内容の充実等を図り、効率的かつ合理的な行財政運営に努めていかなければなりません。

4 . 土地利用構想

(1) 土地利用の方針

新市の土地利用を計画的かつ総合的に推進するためには、まちづくり計画と連動したものでなければなりません。これまで培ってきた地域特性を活かしつつ、新市の財産である豊かな自然との共生を最優先課題として、歴史、文化、産業等の地域資源との調和を目指したものでなければなりません。さらには、新市の基幹産業である農業の再生に向けた農業生産機能、次代を担う若者の定住を目指した都市機能という観点からも土地利用を進めていかなければなりません。

新市の土地利用は、これまでの旧町村のまちづくりと連動しながらも、同じ自治体、市民としての友情と連帯を基本とし、協調と一体性を持ったものでなければなりません。そのため、ゾーニング手法による機能の分担と連携を図り、均衡ある発展に努めます。また、地域間格差が生じないように配慮しつつ、地域バランスのとれた土地利用に努めます。

(2) ゾーニングの設定

土地利用の方針を踏まえ、次の3つの機能特性によるゾーンイメージを設定し、新市全体として機能の分担と連携が図られる土地利用を推進します。

いきいきゾーン

……旧町村の役場周辺の中心部や「道の駅」等を拠点とし、商業、行政、住宅等、自然と調和のとれた都市機能の集積を図り、「はしご型」及び循環型道路網の整備に伴い、人々が行き交うことによっていきいきと感じられるゾーン

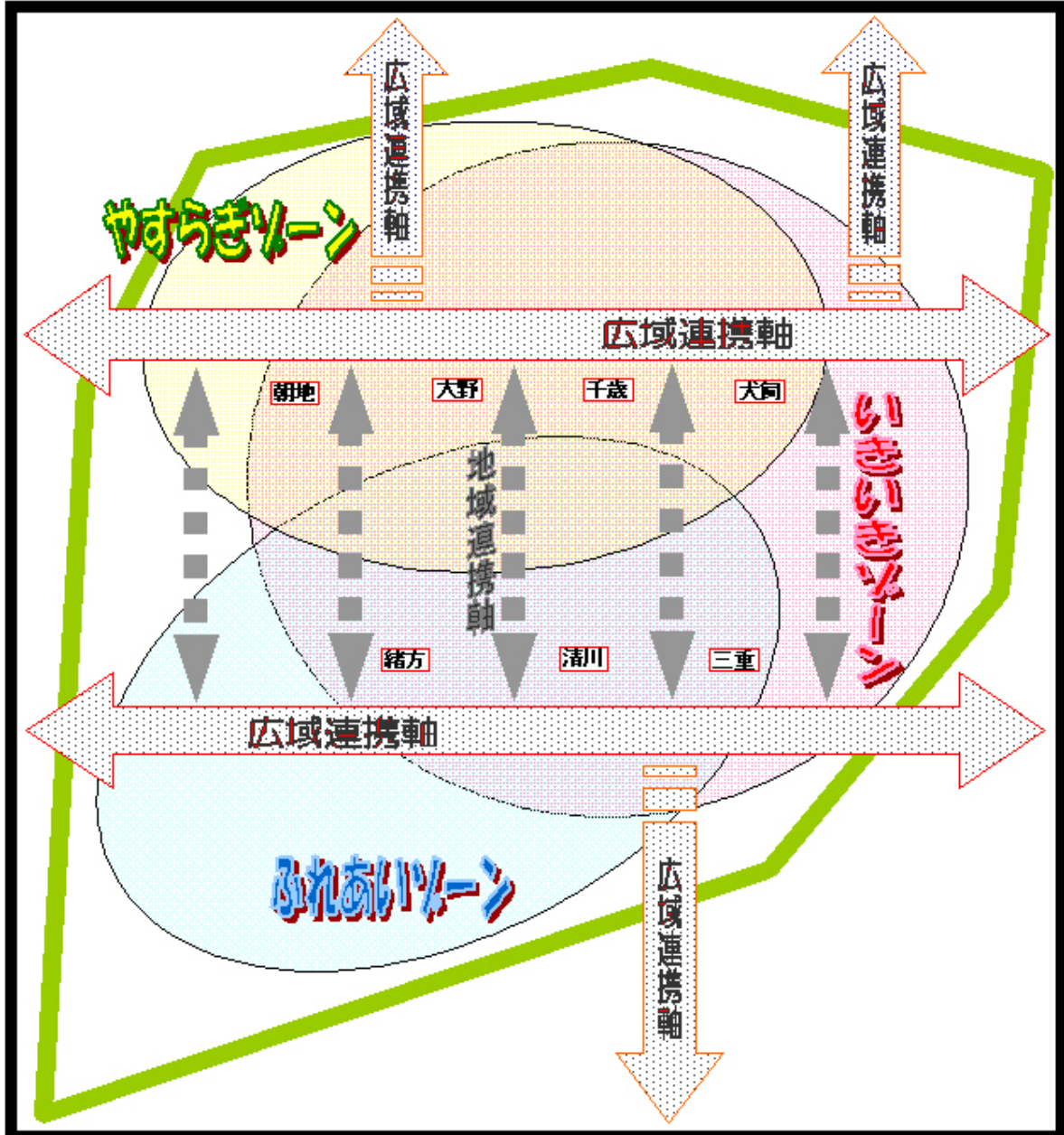
ふれあいゾーン

……森林や農地の公共的機能と連携した農林業の振興を図り、自然・歴史・文化といった地域資源を素材とした交流、福祉・保健・医療の充実と連携等、人や自然とのふれあいによってぬくもりが感じられるゾーン

やすらぎゾーン

……森林や農地の公共的機能と連携した農林業の振興を図り、自然や芸術・文化を背景に、教育や福祉の充実、交流による人づくり・地域づくり等、ボランティア精神あふれる地域コミュニティの充実によってやすらぎを感じられるゾーン

ゾーンイメージ図



広域連携軸：国 道

地域連携軸：県道等

大野郡5町2村の合併後のまちづくり計画

第4章 新市まちづくりの基本方針

(新市まちづくり計画の体系)

(将来の都市像)

豊かな自然と文化を未来につなぐやすらぎ交流都市

(まちづくりの目標)

1. 人と自然にやさしい
やすらぎのまちづくり

2. 活気に満ちた健康で
文化の香るまちづくり

3. 市民が参加する協働・
共創のまちづくり

(まちづくりの方針)

1. ネットワークの整備による地域づくり

2. 共生と安心の生活舞台づくり

3. 健やかで生きがいとやすらぎのまちづくり

4. 働きがいのある生活基盤づくり

5. 教育の充実と文化の創造による未来づくり

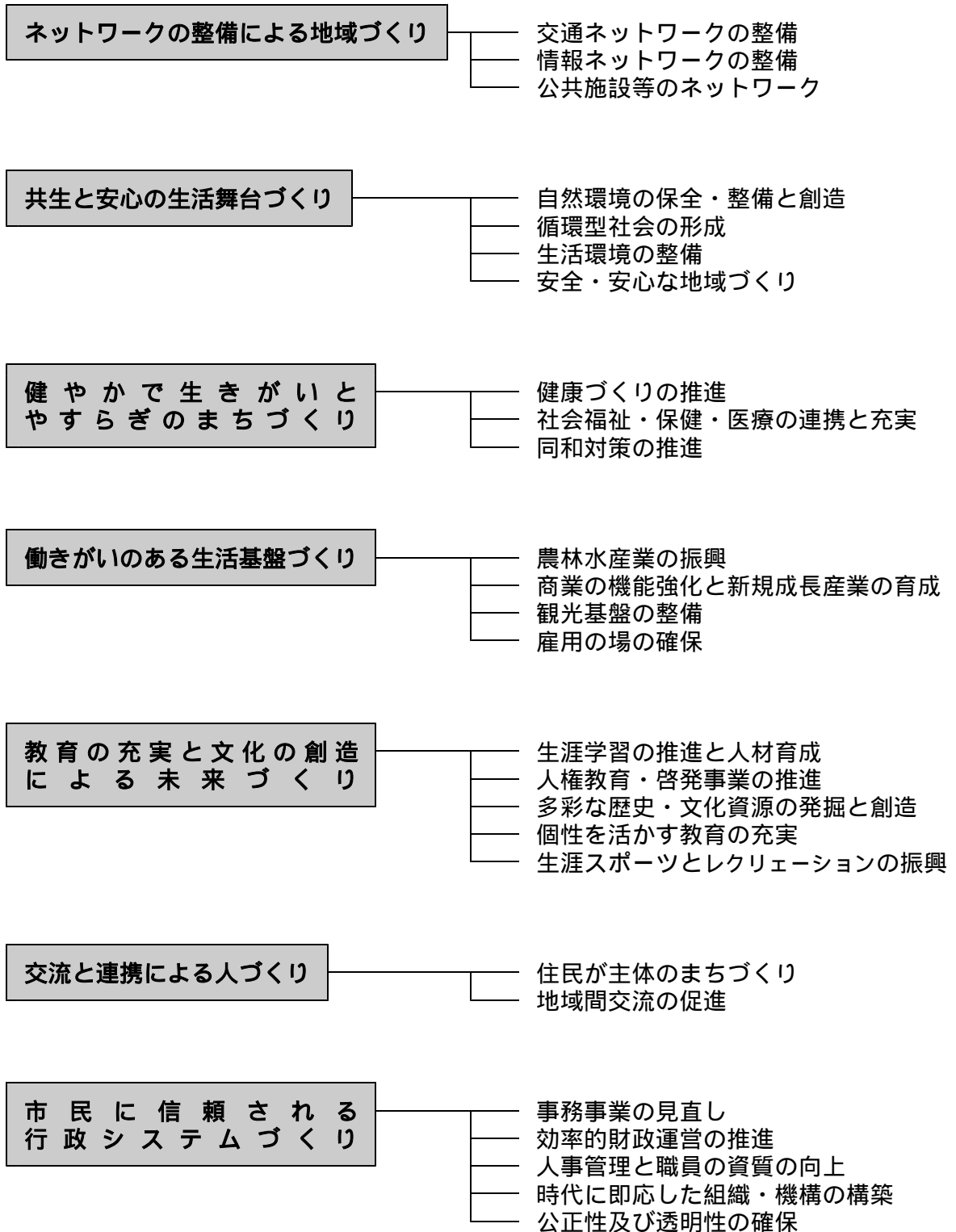
6. 交流と連携による人づくり

7. 市民に信頼される行政システムづくり

大野郡5町2村の合併後のまちづくり計画

第4章 新市まちづくりの基本方針

(主要施策の体系)



第5章 新市まちづくりの主要施策

1. ネットワークの整備による地域づくり

(1) 交通ネットワークの整備

交通網の整備

新市における広大なエリアをカバーし、市民の利便性を確保するため、中九州横断道路、県道三重・新殿線バイパスの早期完成と犬飼バイパス、国道57号、326号、442号、502号や県道等の基幹道路を「はしご型」に結ぶ道路網の早期整備を国や県に働きかけます。

さらに、それらへのアクセス道路等の道路整備計画を策定し、循環型道路網の整備に努めます。

公共交通体系の整備・充実

高齢者等の交通手段を持たない市民の便宜を図るため、新市に引き継ぐ大野郡5町2村が所有するバスの利活用を含め、地域の実情やニーズに沿った輸送体制を再検討し、新市における公共交通体系の整備・充実を図ります。

なお、バスの運行については、民間会社が運行する既存路線の維持に努めるとともに、廃止路線におけるスクールバス、福祉バスを兼ねたコミュニティバスの運行を図り、市内全体の巡回路線の整備を検討します。

また、JRについては、市民への利用促進を図り、利便性の確保やバリアフリー化をJRほか関係機関に働きかけるとともに、駅舎周辺の整備に努めます。

インターチェンジ周辺の整備

高速道路網の整備に伴い、新市に数カ所のインターチェンジが設置されることとなり、交流人口の増加が予想されます。そのため、交流拠点施設としてインターチェンジ周辺を整備し、産業及び観光の振興等、地域の活性化につなげるよう努めます。

(主な施策・事業)…………… 国道及び県道整備事業
市道整備事業
広域農道及び一般農道整備事業
コミュニティバス運行事業
駅舎周辺整備事業
インターチェンジ周辺整備事業

大野郡5町2村の合併後のまちづくり計画

第5章 新市のまちづくり主要施策

(2) 情報ネットワークの整備

情報ネットワークの構築

新市全体にわたる情報ネットワークの構築は、単に行政情報の伝達にとどまらず、企業誘致、若者の定住等の重要施策を展開する上で不可欠な事業です。

そのため、財政状況や社会情勢を勘案し、日進月歩であるIT技術革新等の最新情報に留意しつつ、総合的かつ長期的な視点で最良の情報ネットワークの構築に努めます。

情報システムづくり

情報ネットワークを活用し、今後のIT社会に対応する双方向情報通信システムの確立を図ります。また、その担い手として、高度な情報通信技術に対応できる人材の育成に努めます。

(主な施策・事業)…………… 地域情報ネットワーク基盤整備事業
情報通信人材育成事業

(3) 公共施設等のネットワークの整備

市民と行政との距離がこれまでどおり身近に感じられるよう、各種公共施設等のネットワーク化を図り、利便性の高い行政サービスを行います。

(主な施策・事業)…………… 公共施設等ネットワーク整備事業

2. 共生と安心の生活舞台づくり

(1) 自然環境の保全・整備と創造

多自然型社会の創造

農地・森林は、水資源の涵養や環境保全、土砂流出防止、保水機能等の国土保全機能を有しています。一方、九州内で2年連続水質1位を誇る大野川をはじめとする河川は、治水・利水機能はもちろんのこと、近年では、遊び場や憩いの場として親水機能においても重要な役割を果たしています。さらに大自然は、地域の地勢的特性を育み、名所や名水等を創造し、農作物、生物等の自慢や誇りを創り出しています。

これら大自然の公共的機能と新市のまちづくりを結合させ、多自然型社会の創造に努めます。

自然景観の保全・創造

豊かな自然は、新市における財産であり、暮らしにやすらぎと潤いを与え、心の豊かさを育むものです。新市の自然を保全し、新たな自然景観の創造に努めます。

また、次世代に継承するため、自然の価値観を再認識し、意識の高揚を図るとともに、

大野郡5町2村の合併後のまちづくり計画

第5章 新市のまちづくり主要施策

関係団体との連携を強化し、環境保全・美化運動を推進します。

環境教育・学習の推進

生涯学習の場において環境に関する教材を取り上げ、環境教育を積極的に推進するとともに啓発活動も強化し、市民全体が環境問題に対する意識を高め、豊かな自然を継承するよう努めます。

(主な施策・事業)…………… 環境にやさしい河川改修事業
環境マスタープラン作成
エコロジーによる各種事業

(2) 循環型社会の形成

資源リサイクルシステムの構築

限られた資源を有効利用し、廃棄物をできる限り削減することにより、環境の保全と持続的発展が可能となる循環型社会の形成は、まちづくりを行ううえでも欠かせない要件となっています。

大野郡5町2村におけるごみ処理の推移をみると、人口が減少しているにも関わらず収集量の増加がみられ、今後も量の増加や多様化が予想されます。循環型社会を形成するためには、環境にやさしい地域づくりへの機運を高めていく必要があります。

そのため、リサイクル意識の啓発や再生商品の利用促進に努める等、資源リサイクルシステムの構築を総合的に検討することが重要です。

また、国際規格ISO14001環境マネジメントシステムの規格に基づいた「自己宣言」方式を導入し、新市として環境保全に向けての仕組みを構築します。

廃棄物処理システムの確立

ごみ処理については、分別収集を徹底し、減量化・再資源化を図ります。また、ダイオキシン対策を含め適正で効率的な処理を行うとともに、収集体制の強化・充実を推進します。し尿処理については、新施設の建設を機に適切な処理体制の確立に努めます。

廃棄物を安全かつ確実に処理するために、地域住民の合意を図りながら、自然環境に配慮した一般廃棄物最終処分場の建設に取り組みます。

新エネルギー導入への取組み

近年、環境に負荷の少ない新エネルギー導入の検討が求められます。自然の力を利用した太陽光発電、風力発電の促進や豊富な森林資源やアルコール発酵・家畜の排泄物等のメタン発酵から得られる気体燃料を利用するバイオマス発電、燃料電池等の可能性について検討し、環境にやさしい地域づくりに取り組みます。

大野郡5町2村の合併後のまちづくり計画

第5章 新市のまちづくり主要施策

(主な施策・事業)………… 国際規格に基づいた「自己宣言」方式の導入
一般廃棄物最終処分場建設事業
新エネルギー導入事業

(3) 生活環境の整備

快適で住みよい住環境の整備

多様な居住のニーズに応え、暮らしやすい快適な生活が送れるように、良質で魅力ある公営住宅団地の整備・充実に努めます。また、高齢者や障害者にやさしい住環境の整備、定住促進やU・J・Iターン者等の受入れのために良好で高品質な宅地の確保、供給に努めます。

上水道、簡易水道及び飲料水供給施設の整備を促進することにより、新市全体の水道普及率向上を目指します。また、安全でおいしい水の安定供給を図ります。

生活排水対策については、衛生的な生活環境の確保と水質保全を図る上で非常に重要な課題となっています。そのため、公共下水道事業や農業集落排水事業、浄化槽の設置等を推進します。

なお、5ヶ町村火葬場については、著しい老朽化に対処するため、新施設の建設とそれに伴う管理体制を早急に検討します。

憩いとやすらぎのスペース確保

花や緑は人々にゆとりとうるおいをもたらし、生活にやすらぎを与えてくれます。自然を大切にし、街路や河岸への植栽、公共施設の緑化を図るとともに、花いっぱい運動や緑化キャンペーンの実施等により市内全体で花と緑のまちづくりを推進します。

公園や広場は、地域住民のやすらぎや憩いの場であるとともに、災害時には避難場所となる重要な役割を担っています。自然資源や地域の特性、文化等を活かした個性的で魅力ある公園や広場の整備を進めます。

(主な施策・事業)………… 公営住宅整備事業
高品質住宅団地整備事業
上水道・簡易水道・飲料水供給施設整備事業
公共下水道事業、農業集落排水事業
浄化槽整備事業
新火葬場建設事業
広場・公園整備事業

(4) 安全・安心な地域づくり

消防・防災体制の確立

災害に強いまちづくりを進めるため、地域防災計画を策定し、土砂災害防止対策事業、地すべり対策事業等の治山対策及び急傾斜地崩壊対策事業の充実を図るとともに、市民の防災意識を高めつつ、消防・防災施設の整備・充実に努めます。

また、万一の災害に備え、常備消防、消防団等の関係機関と連携をより一層強化するとともに、消防団員の確保や自主防災組織の育成を図り、災害発生時にすばやく対処できるよう地域防災の機能強化を推進します。

救急・救助・救命体制の確立

救急隊員の資質の向上を図るとともに、救急車両・装備の整備・充実に努め、迅速・機敏な救急・救助・救命体制の確立に努めます。また、その活動がスムーズに行われるように医療機関等との連携を密にし、協力体制を整備します。

防犯体制の確立

地域コミュニティの強化を図るとともに、防犯環境の整備に努め、警察をはじめとする関係機関との連携を密にし、地域における防犯体制の強化を推進します。

また、市民と行政、警察が一体となって防犯意識の啓発や高揚に努め、安心して暮らせる新市をめざします。

交通安全対策の推進

交通事故を未然に防ぐため、道路標識や横断歩道、ガードレール等の交通安全施設の充実や安全に配慮した道路の改良整備を図ります。

また、家庭、学校、企業、地域等における交通安全教育の充実や知識の普及を図るとともに、交通安全協会や高齢者・女性ドライバークラブ等との連携を強化し、交通安全意識の啓発・高揚に努めます。

- (主な施策・事業)…………… 治山・治水対策事業
消防・防災施設整備事業
消防団員の確保等、自主防災組織組織の充実
交通安全対策事業

3. 健やかで生きがいとやすらぎのまちづくり

(1) 健康づくりの推進

自ら実践する健康づくりの推進

健康の実現は、個人の健康観により一人ひとりが主体的に取り組む課題であり、個人の力と併せて社会全体で個人の主体的な健康づくりを支援していくことが重要です。

そのため、栄養・運動・休養の調和のとれた生活習慣の確立等、幼児期から高齢期まで各ライフステージに応じた目標を設定し、健康づくりを積極的に推進します。

心の健康づくりの推進

心の健康づくりは、健やかで心豊かに生活するための重要な課題です。また急激な社会環境の変化からストレス社会といわれる現代では、それぞれのライフステージにおいて問題を抱えています。

そのため、家庭・学校・職場・地域等において、心の病気に対する正しい認識や対処方法等について啓発し、新市全体で心の健康づくりを推進していきます。

(主な施策・事業)…………… 生活習慣病予防事業
親と子の健康づくり事業
心の健康づくり

(2) 福祉・保健・医療の連携と充実

福祉・保健・医療の連携

他地域に比べて高齢化が進む新市においては、多様な市民の福祉ニーズに対応し、市民が安心して暮らしていけるよう、家庭や地域が共同で支え合う福祉の実現、予防からリハビリテーションに至るまでの一貫した保健医療体制の充実を図り、福祉・保健・医療の各分野の連携に努めます。

なお、これらの分野については、近年、新規成長産業としての地場雇用の確保、ボランティア団体の育成等、まちづくりに大きく貢献しており、今後とも引き続き充実・強化に努めていかなければなりません。また、地域の住民を構成員とし、具体的なサービスの提供主体であり、地域福祉の担い手としての役割が期待されている、社会福祉協議会との連携にも努めます。

高齢者福祉に関する事業の充実

大野郡5町2村における高齢者の増加に伴って要介護高齢者数も増加しており、新市においてもこの傾向は続くものと予想されます。そのため、高齢者福祉事業については、介護保険事業との連携を図りながら、住みなれた地域で高齢者が安心して生活することができるように、地域の実態やニーズに即した実施に努めます。

また、生きがい対策として、高齢者の積極的な社会参加を促進するとともに、ボラン

大野郡5町2村の合併後のまちづくり計画

第5章 新市のまちづくり主要施策

ティアや地域の住民が高齢者を地域全体で支える地域ケア体制の構築を図ります。

さらに、介護サービスの適正な提供・利用のための実態把握に努め、高齢者の立場で介護保険事業を円滑かつ適切に運営する体制を確立します。

障害者（児）福祉事業の充実と社会参加の促進

障害者（児）の尊厳を重んじ、利用者の権利を擁護する障害者基本法の理念に基づき、障害者（児）が安心して地域で住み続けることを支援するため、障害者（児）福祉施策に関する広報活動を積極的に行いながら、福祉サービス利用の促進に努めます。また、障害者（児）が自分にあったサービスを選択し、利用できるよう支援費制度の充実に努めます。

さらに、障害者（児）一人ひとりの状況に応じた相談・支援体制の充実を図るとともに、バリアフリーやユニバーサルデザインの理念に基づき、障害者（児）が積極的に社会参加ができるように支援体制の確立に努めます。

母子・寡婦・父子福祉事業の充実

母子・寡婦・父子家庭の多くは、生計の維持や子育てと仕事の両立等の様々な問題を抱えています。生活の安定化を支援するために医療費助成、福祉資金の貸付け等の経済的支援とともに、関係機関と連携しながら相談員による相談機能の充実を図ります。

児童福祉事業の充実

児童福祉事業については、安心して子育てができ、児童が健やかに成長する環境づくりを進めるため、乳幼児保育や延長保育・保育相談等の保育サービスの充実を図るとともに、保健師による相談・支援活動等を実施します。

また、子どもを安心して生み育てられる地域づくりを実現していくために、NPO・ボランティア等の市民グループによる育児に関する情報交換の場や子育てサークルの育成・支援等を図るとともに、児童相談の充実、児童館・放課後児童クラブの整備、児童虐待防止ネットワークの構築等、児童育成環境の整備・充実に努めます。

生活困窮者福祉の充実

生活保護世帯に対しては、個人の権利・プライバシーの保護に十分配慮しつつ、その実態把握に努め、就労支援の強化、相談・援助体制の拡大等を推進します。また、生活保護の適用を受けない低所得者に対しては、他法・他施策等の活用によって、生活意欲の助長を図り、その自立を支援します。

保健事業と医療体制の充実

保健・医療施設の整備・充実に努めるとともに、保健・医療機関のネットワーク化を図り、市民が安心して適切な保健・医療が受けられるような体制づくりを推進します。

休日夜間診療体制・救急医療体制及び救急搬送体制を関係機関との連携によって推進し、緊急時における医療の確保に努めます。

大野郡5町2村の合併後のまちづくり計画

第5章 新市のまちづくり主要施策

(主な施策・事業)………… 介護予防・地域支え合い事業
保育事業
支援費支給事業
老成人保健事業・母子保健事業
保健・医療機関ネットワーク事業

(3) 同和対策の推進

同和問題は、これまで多くの人の努力によって解決に向かって進んではいるものの、差別意識の解消、人権侵害による被害者の救済等の一部において依然として解決しておらず、教育・就労・産業面等でなおも格差が存在しており、国際的な人権尊重の流れにあって極めて重要な問題となっています。そのため、同和問題を人権問題の主要な取組みとして位置づけ、関係機関との連携を図り、その解決に努めます。

同和対策事業は、「特別対策」から「一般対策」へと移行され、地方自治体がより主体的に取り組むべき課題となりました。そのため、「人権」拠点としての隣保館を活用し、対象地域の実態把握を行うとともに、関係機関との連携を図りながら、相談・支援体制の整備・充実に努めます。

(主な施策・事業)………… 同和対策事業の実施
隣保館活動の充実

4. 働きがいのある生活基盤づくり

(1) 農林水産業の振興

農業の振興

新市においては、まちづくりにおけるテーマである自然との共生、農業が持つ国土保全等の多面的機能を大切にしながら、農業本来の「安全・安心な食の提供」という使命を果たすために、水田農業の再編、棚田の保全、無農薬・有機栽培、土づくりに取り組むエコファーマー等、地域のプライドをかけて「食へのこだわり」をもつ農家への支援は欠くことのできない大きな課題の一つです。

そのため、新市における農業は食糧基地としての機能を充実させるとともに、生産性を高めていく施策を展開し、農業・農家への支援も積極的に進めていく必要があります。

また、新市の農業振興を図るためには、これまで培ってきた地域特性を生かした農畜産物の生産振興が継承の基本となります。地形的、気象的条件等を背景に、知恵や工夫といったこれまでの経験をもとに、地域が創り出した特産品である農畜産物の生産拡大とブランド化に努めることが必要です。いわゆる「地域へのこだわり」を持つ農業の展開が必要です。

そのため、「米・麦」はもちろんのこと、「茶」「たばこ」「花き」等、特産品の生

大野郡5町2村の合併後のまちづくり計画

第5章 新市のまちづくり主要施策

産拡大とそれらを利用した商品開発を推進します。また、肉用牛等の畜産振興については、効率的で衛生的な施設整備や自給飼料の安定確保、飼育技術の向上と省力化を推進します。また、他産地との明確な区分化を図るため、飼養管理の充実と適正配合により、ブランド化を図ります。

1) 生産基盤および生産体制の整備・強化

農業の生産性を高めるため、ほ場整備、かんがい排水等の基盤整備事業を推進し、優良農地の整備を図ります。また、中山間地域における生産・環境基盤整備として、広域農道や一般農道等の整備を促進します。

生産体制の強化策としては、地理的特性を生かした農産物や肉用牛等の生産振興を図り、高度技術の開発と普及を担う県や学術研究機関と連携し、生産性の高い作物の導入を推進します。また、農家数の減少や高齢化等が進行し、農地の保全と生産の維持が困難な状況にあるため、認定農業者や地域営農集団等の育成強化と農地の利用集積を推進し、農林業公社等との連携を図りながら、集落営農システムの確立を目指します。

2) 営農指導体制の確立・強化

新市ならではの農産物、特産品等のブランド化を目指すためには、「おいしさ」「栄養」「安全性」「新鮮さ」等の品質基準を設定し、出荷時には徹底した検査を実施することが重要です。

そのためには、県、農協および農林業公社などとの連携を保ちながら、販路の拡大に取り組み、農産物の作付けから出荷までの総合的な指導体制の確立に努めます。

3) 担い手の確保と企業的農家の育成

効率的な農業経営を実現するため、情報の提供や研修会等の開催、農用地集積等の支援を進め、新技術や先端型農業及び経営感覚に優れた企業的農家を育成します。

また、新規就農者等に対する積極的な支援を行い、担い手の確保に努めます。

林業の振興

適切な除・間伐の推進と植林を進め、健全な森林を育成するとともに、林道・作業道の整備や機械化を促進し、林業生産基盤の整備を図ります。

また、乾椎茸等の特用林産物の高品質化、省力生産技術の確立に努め、安定した林家所得の向上を図ります。

さらに、森林組合との連携を強化し、林業の経営基盤の安定を図るとともに、林業後継者の育成・確保に努めます。

水産業の振興

河川環境の保全と整備を図り、漁業協同組合等の関係機関との連携を強化し、アユ、

大野郡5町2村の合併後のまちづくり計画

第5章 新市のまちづくり主要施策

エノ八等の種苗放流の推進による内水面漁業の振興を図ります。

- (主な施策・事業)…………… 農業基盤整備事業
農畜産物のブランド化と流通ルートの多元化
農作業受委託組織の体制整備事業
消費者に「安心・安全」な食を提供する生産基盤整備強化
高品質園芸作物産地形成の推進
周年出荷体制の推進
農林業公社の機能拡大強化
放牧等自然を活用した畜産の推進
ヘルパー事業の充実
林道および作業道整備事業
農協・森林組合等関連機関等との連携強化
特用林産物(椎茸・木炭・竹炭等)の生産拡大と加工品の開発及び販売の促進
有害鳥獣対策事業
アユ、エノ八等の種苗放流事業

(2) 商業の機能強化と新規成長産業の育成

賑わいのある商業の振興

商業の振興は、商店の集積による商店街を形成することにより、単なる買物の場のみならず、地域の人々が集い、交流する暮らしの広場として、地域に活力とにぎわいを与えてくれます。しかしながら、現実には、商圈の拡大や後継者不足等により、既存商店街の空洞化が進んでいます。

そのため、シンボル施設や街路、駐車場、公園等の整備により商店街の再整備を図り、共同店舗や専門店の集積等を進めた新しい商店街の形成を推進するとともに、環境にやさしいエコ・ショッピングの導入や地域の文化やまちづくりと調和し、高齢化社会にも対応した魅力的な商業ゾーンの形成を進めます。

また、既存の道の駅・里の駅については、機能強化を図り、多くの人々が集い交流する憩いのステーションへと高めていきます。

さらに、商業活性化の中核的役割を担う商工会等の関係機関との連携を強化し、最大の課題である後継者の育成、経営基盤強化を図るための経営者の意識改革、経営指導体制の強化、経営の近代化・合理化等を支援します。

購買力の流出を防ぎ、地元での消費を喚起するために、市民にとって利便性の高い魅力ある商業ゾーンの形成や付加価値づくりの推進、購買運動等を展開することで、地元での消費意識の醸成に努め、消費拡大を図ります。

大野郡5町2村の合併後のまちづくり計画

第5章 新市のまちづくり主要施策

新規成長産業の育成の振興

情報通信や医療福祉関連、環境関連等の新規成長産業やベンチャー企業の育成・支援を図ります。また、既存企業の新分野進出に向けた取り組みへの支援も図ります。

また、様々な機関で行われている融資制度等の情報を提供するとともに、利子補給等の支援措置を検討し、起業・創業に対する支援を図ります。

- (主な施策・事業)…………… 商店街の活性化事業(空き店舗の活用、街路整備等)
商工会との連携の強化
中小企業と起業・創業に対する支援事業
後継者の育成

(3) 観光基盤の整備

観光資源の整備・発掘

新市の歴史・文化資源、自然資源等の観光資源や周辺環境、交通基盤等のハード面の整備に加え、もてなしの心の醸成といったソフト面の整備・充実を図ります。また、大野川や棚田、花等の地域資源を活かした観光拠点づくりを進め、観光客が満足できる基盤づくりを推進します。

さらには、観光協会との連携により、観光資源とイベントのリンクやネットワーク化を図るとともに、県央空港の遊覧飛行等の新たな資源を利用し、時代やニーズに対応した新たな観光の充実に努めます。

グリーンツーリズムの推進

グリーンツーリズムを推進することは、体験農業や農村での滞在等を通じて、農村のよき理解者や農業活動の支援者の発掘と増加を図ることにつながります。体験農園や農家民泊、貸農園、農村留学等への取り組みを検討し、都市と農村の交流を促進します。

道の駅・里の駅の充実

道の駅・里の駅については、全国的に類似の施設が数多く設置されていることから、新市の道の駅・里の駅も新たなニーズに沿うべく、これまで培ってきた特色を活かしながら、交流や憩いの拠点として親しまれ、誇れるように努めます。また、各駅のネットワーク化を図ることで、利用者の利便性の向上や情報・交流ステーションとしての機能を高めます。

- (主な施策・事業)…………… 観光イベント及び情報発信(PR)の強化
道の駅・里の駅や観光施設等のネットワーク化
地域資源を活かした観光拠点づくり
観光案内板等の整備促進(ポスター、キャッチフレーズ等)

大野郡5町2村の合併後のまちづくり計画

第5章 新市のまちづくり主要施策

観光協会との連携の強化

グリーンツーリズム等の推進による都市との交流促進

(4) 雇用の場の確保

既存企業の健全な発展と経営基盤の強化を推進するため、各種融資制度の情報提供等の支援を進めます。また、商工会等の関係機関との連携を図り、経営指導や組織・人材の育成・確保に努めます。

さらに、工場適地や情報通信基盤等の整備に努め、新市の特性にあった環境共生型企業の誘致を推進し、雇用の場の確保を図ります。

(主な施策・事業)…………… 地場企業の育成・支援事業
環境共生型企業の誘致

5. 教育の充実と文化の創造による未来づくり

(1) 生涯学習の推進と人材育成

生涯学習推進体制の整備

高度化・多様化する学習ニーズに応えるため、拠点となる学校施設や公民館、図書館等の施設整備に努めるとともに、施設間のネットワーク化を図り、新市をあげて生涯学習を推進します。そのため、生涯学習推進に関連する組織・団体の育成や充実を図るとともに、関係機関との連携の強化に努めます。

人材育成システムの確立

活力ある新市をつくり、発展させていくためには多様な人材の発掘や育成が不可欠です。そのため、地域リーダーはもとより、様々な人材データベースの構築等、新市内での人的ネットワークづくりを推進します。

また、新市における今後のまちづくりを支えるNPO・ボランティア等の市民グループが活動できる環境づくりとその担い手となる人材の育成を図ります。

(主な施策・事業)…………… 公民館事業を中心とした各世代への学習機会の提供
生涯学習施設と関係機関・団体とのネットワーク化
図書活動事業の推進
人材育成事業の推進

(2) 人権教育・啓発事業の推進

21世紀は「人権の世紀」といわれ、人権への関心と認識が高まっており、一人ひとりの個性を尊重し、さまざまな文化や多様性を認め合う「共生社会」の実現が求められてい

大野郡5町2村の合併後のまちづくり計画

第5章 新市のまちづくり主要施策

ます。

そのため、新市においては、人権の尊重を日常生活の中であたりまえとする意識を確立し、実行する「人権文化」を築くため、学校、地域、職域、その他の様々な場を通して教育・啓発に取り組み、同和問題をはじめとする人権意識の高揚・定着に努めます。

(主な施策・事業)…………… 人権教育指導者の育成
学校・地域・職場等における研修会等の開催
同和問題研究会、解放文化祭等の支援

(3) 多彩な歴史・文化資源の発掘と創造

文化・芸術活動の充実

近年、過疎化・高齢化により、地域の祭りや行事、「神楽」「獅子舞」等の伝統芸能の保存・継承が困難になりつつあります。地域や歴史研究グループ等と連携し、これらの歴史・文化資源を保存・継承することで、地域への愛着や誇りの醸成はもとより、新たな文化の創造を目指します。

また、新市は「彫塑家 朝倉文夫」「放浪の画家 幸 寿」の生誕の地であり、豊かな自然や仏教文化が栄えた長い歴史の中で、我が郷土には芸術的な素養・風土があったものと考えられます。現在においても、日本舞踊や詩吟をはじめ、絵画、写真、陶芸等の多くの文化団体が活躍しています。

そのため、文化資源・文化施設の整備・ネットワーク化を図りながら、文化・芸術活動を推進する組織の構築と後継者の育成に努めるとともに、発表・鑑賞する機会の充実に図り、地域に根ざした個性豊かな文化活動への支援を推進します。

特に、優れた文化活動については、「文化」から「芸術」への橋渡しを積極的に行い、新市の文化の顔として全面的に支援するよう努めます。

文化財の保護と整備

新市内に点在する文化財を調査し、保護・管理に努めるとともに、文化財愛護思想の啓発や文化財保護団体の育成に努めます。

また、それらの文化財を交流資源として活用するために、文化財の保存・復元を行うとともに、標識・案内板等、その周辺環境の整備に努めます。

(主な施策・事業)…………… 文化芸術の振興と郷土芸能の保存・継承
文化資源・文化施設の整備・ネットワーク化
文化財保護事業
文化財保存団体及び研究団体の育成
文化協会への支援

大野郡5町2村の合併後のまちづくり計画

第5章 新市のまちづくり主要施策

(4) 個性を活かす教育の充実

幼児教育環境の整備・充実

幼稚園と保育所が相互の連携を深めるとともに、遊びや集団活動を通じた教育内容の充実や、施設の整備・充実、教職員の資質向上を図り、心身ともに健やかな幼児を育成します。

幼児期は生涯にわたる人間形成を培う時期であり、家庭での教育は重要です。そのため、教育相談の充実や家庭教育学級等により家庭教育機能を向上させるとともに、家庭、幼稚園、地域との連携により家庭教育の充実を図ります。

義務教育環境の整備・充実

現在、いじめや犯罪の低年齢化が大きな社会問題となっています。そのため、社会体験や自然体験を重視した教育を展開し、自然や人とのふれあいを通して、「人を思いやる」「命を大切にする」等の豊かな心を育むふれあい教育を推進します。また、学校間の交流を促進し、次代を担う子供たちの友情と連帯の和が広がるよう努めます。

さらに、「学校週5日制」や「総合的な学習の時間」あるいは情報化や国際化等に対応した教育内容、教育施設の整備・充実を図ることで、自ら学び、考え、判断し、社会の変化に主体的に対応できる児童・生徒を育成します。

近年、学力の低下が指摘され、基礎的なことを理解していない児童・生徒が増えているといわれています。児童・生徒の学習意欲を高め、主体的な学習態度を育成することで、基礎学力の向上を図ります。

一方、児童・生徒が明るく楽しい学校生活を送るため、悩みや葛藤に対して迅速かつ的確に対応できるよう、カウンセラー・相談員を配置します。また、不登校・保健室登校の児童・生徒には、学校、家庭、地域社会が連携したサポート体制を確立し、その解消に努めます。

学校給食の充実

地元の食材による魅力ある献立づくり、強化磁器等の安全食器の導入、ドライシステムによる学校給食施設の整備・充実等により、栄養のバランスがとれ、安全かつ衛生的で美味しく、園児・児童・生徒から喜ばれる学校給食の充実を図ります。

また、「食事の自己管理能力」を養い、健全で豊かな食生活を送るため、学校給食による「食育」を推進します。

高等学校及び高等教育機関の拡充

特色ある学校、学科づくりを推進するとともに、学力の向上や国際化・情報化への対応、個性的で創造的な生徒の育成が図られるよう、教育環境の整備・充実を支援します。

大野郡5町2村の合併後のまちづくり計画

第5章 新市のまちづくり主要施策

地域との連携

学校は教育の場としてのみならず、地域における文化・情報発信の拠点として、いわゆる世代を超えた地域コミュニティの場としての側面を有しており、家庭や地域社会が一体となって学校を支えていく体制が必要です。

そのため、PTA活動の充実や地域との交流促進等の学校と地域とのネットワークづくりにより、地域に開かれた学校づくりを推進します。

また、地域との交流・連携を促進するために、学校の空き教室やグラウンド、情報機器等の施設・設備を開放し、生涯学習やスポーツの場としての利活用を図ります。

- (主な施策・事業)…………… 学校(幼稚園)施設整備事業
人間形成の場としての幼児教育の充実
豊かな心を育むふれあい教育の推進
社会の変化に主体的に対応できる児童・生徒の育成
基礎学力の向上
スクールカウンセラー・相談員の配置
魅力ある学校給食推進と給食施設・設備の充実
学校・家庭・地域の連携強化
学校施設開放促進に伴う生涯学習の推進

(5) 生涯スポーツとレクリエーションの振興

生涯スポーツの推進

市民のニーズに対応しながら、生涯にわたり、いつでも気軽にスポーツに親しむことができるよう、新市におけるスポーツクラブの設立も視野に入れ、組織の整備・連携と施設の整備・充実を図ります。なお、新市においては、スポーツ施設が点在することから、これらの効率的な利用を促進するためにネットワーク化を図ります。

また、スポーツ活動を推進していく上で、指導者の育成・確保は欠かせません。そのため、関係団体と連携し、指導者養成プログラムの整備や指導者のデータベース化等を図り、スポーツ指導者の育成・確保や指導力の向上に努めます。

スポーツを通じて世代間を超えた交流を図り、健康的でいきいきとした豊かなスポーツライフの実現とスポーツを推進するまちづくりを目指します。

レクリエーションの振興

近年、アウトドア活動等の自然とのふれあいを求める自然志向型のレクリエーション活動が盛んになっています。そのため、自然志向に対応したレクリエーション施設の整備・充実を図るとともに、ネットワーク化を推進します。

大野郡5町2村の合併後のまちづくり計画

第5章 新市のまちづくり主要施策

第63回（平成20年）大分国体への対応

2巡目国体は、新市誕生後、全国的に新市をPRできる最初のイベントです。これを契機に新市の一体感を築くとともに、道路や開催地周辺の整備、経済効果、情報発信等、新市のまちづくりに大きく貢献するチャンスであるといえます。

新市では、剣道、山岳、ソフトボール、カヌーの4つの正式競技とスポーツ行事等の開催が予定されています。新市においては、国体開催のメリットを最大限活かしながらも、準備から開催までの経費と人的配置、施設・設備の後利用等を十分に検討し、生涯スポーツの振興等の将来のまちづくりに資するよう、効率的かつ合理的な国体事業の展開に努めます。

(主な施策・事業)…………… 総合型地域スポーツクラブ育成事業
スポーツ・レク施設整備事業
スポーツ少年団と指導者育成事業
国体開催に向けての施設整備及び意識の普及
体育協会への支援

6. 交流と連携による人づくり

(1) 住民が主体のまちづくり

住民参画システムづくり

「自己決定・自己責任」を原則とする地方分権が進む今日、地方自治の本質である住民の参加と意思に基づく行政運営が求められています。言い換えるならば、自治体のまちづくりに住民が一体となって積極的に参加し、住民の合意の下でどのようなまちづくりを選択するかが必要となっています。そのため、新市においては住民が行政に積極的に参加できるシステムを構築していかなければなりません。

また、住民、NPO、企業、行政等がそれぞれの役割や責任を果たす協働によるまちづくりを推進しながら、誰にとってもバリアのない生活環境や空間づくりを進めるとともに、お互いの個性を尊重し、理解し合う新市全体のユニバーサルデザイン化を推進します。

NPO・ボランティア団体等の市民グループとの連携

NPO・ボランティア団体等の市民グループは、近年、行政が十分に提供することのできないサービス等を住民の立場から供給する役割を担っています。住民が主体となる地域づくりには、NPO・ボランティア団体等の市民グループとの連携が必要不可欠なことから、それらの市民グループが活動しやすい環境づくりに努めます。

そのため、NPOやボランティア活動についての理解と関心を深め、必要な情報を提供しながら、NPO・ボランティア団体等の市民グループの設立・育成を積極的に支援

大野郡5町2村の合併後のまちづくり計画

第5章 新市のまちづくり主要施策

します。また、住民主体の地域づくりを推進するために、それらの市民グループとのネットワーク化を進めます。

地域コミュニティの再生・再編

地域コミュニティへの帰属意識や連帯感が年々希薄になりつつある中で、その再生が地方において大きな課題となっています。過疎化・高齢化が進む地域にあっては、存続すら危ぶまれる自治区（行政区）もあり、再編によって再生に結びつけなければならない状況となっています。

したがって、自治区の再編も視野に入れ、自治会・自治公民館の各種活動への支援、公民館等のコミュニティ施設を整備・充実することで、コミュニティ活動を推進します。

また、コミュニティ活動が発展するには、それを支える組織の強化とリーダーを育成しつつ、人材や情報の交流等のコミュニティ間の連携・交流を深め、ネットワーク化を進めます。

男女共同参画社会の実現

男女共同参画社会の実現に向けて、性別による差別や偏見をなくし、互いの人格を尊重する仕組みづくりと意識の高揚を図ります。

また、様々な分野において積極的な女性登用の機会拡大を図るとともに、保育サービスの多様化や家事・育児、介護等に係る負担軽減等、女性が社会参加しやすい環境づくりに努めます。

（主な施策・事業）…………… 住民参画システムの構築

女性・若者の各種委員への登用

NPO・ボランティア団体等の市民グループの育成と支援

自治会・自治公民館活動の支援

自治区（行政区）の再編

男女共同参画条例の制定と計画の策定

(2) 地域間交流の促進

新市内の交流促進

新市区域内の人や地域の交流を積極的に促進し、友情と連帯の輪を広げながら、新市全体の総合力を高めるよう努めます。そうした輪を全市に広げるため、人や地域とのネットワークを構築するとともに、多彩な人材の発掘と育成に努めます。

国内における交流事業の推進

国内における交流事業については、旧町村がこれまで培ってきた文化・伝統等の地域素材を活かした交流を新市においても継続するよう努めます。

大野郡5町2村の合併後のまちづくり計画

第5章 新市のまちづくり主要施策

また、新たな試みとして始まった大学（立命館アジア太平洋大学、日本文理大学）との交流については、住民の知識や教養を高めて人づくりにつながり、ひいては地域総合力の向上に大きく貢献していることから、積極的に取り組むこととします。

新市をサポートするシステムづくり

既存の在京・在阪「5町2村の町村人会」の統合・再編による「新市人会」の設立、新市出身者をはじめとする新市を外部から支援する体制の構築に努めます。

また、新市にゆかりのある見識者による、まちづくりに関する情報や提言等、客観的かつ的確なアドバイスしていただける制度の設立を検討します。

国際交流の推進

国際交流については、これまでの旧町村における事業を基本的には踏襲しながら、住民における外国語研修、国際感覚の醸成等に努めます。

そのため、海外研修制度の創設やホームステイの受入体制の充実を図るとともに、国際交流員、外国語指導助手の適切な配置に努めます。また、国際交流の経験や興味のある市民の協力により国際交流協会（仮称）を設置し、国際交流を長期的な視点で積極的に推進します。

友好・姉妹都市との交流促進

新市における友好・姉妹都市との交流事業については、これまで旧町村が行ってきた交流を基本としながら、積極的に促進します。

（主な施策・事業）…………… 地域間（新市内・国内・国際）交流の促進
友好・姉妹都市の締結と交流促進
外部支援体制の構築
国際交流協会（仮称）の設置

7. 市民に信頼される行政システムづくり

(1) 事務事業の見直し

地方分権が進む今日、権限委譲により業務量が増大しつつある中、少子・高齢化社会、IT社会等への対応による新たな行政課題も生まれてきています。さらに、住民ニーズの多様化等により、行政の事務事業量は明らかに増大し、専門化、細分化されてきています。

新市においては、発足時から行政体制を類似団体規模へと移行させることが当面の課題とされており、サービスを可能な限り維持しながら行政執行するには、健全な財政運営と適正な人事管理を行うとともに、事務事業の抜本的な見直しが必要不可欠です。

また、近年、スリム化を目指す行政にとって、規制緩和の流れの中で、民間活力を利用

大野郡5町2村の合併後のまちづくり計画

第5章 新市のまちづくり主要施策

した業務運営が強く求められています。

そのため、代替できる民間企業が充実し、かつ行政責任の確保が維持できる分野については、外部委託等を検討し、事務効率を図るとともに住民サービスの向上に努めます。

(主な取組み)…… 事業の採択における総合的な検討
スクラップ・アンド・ビルド及びサンセット方式の徹底
行政評価システムの導入
事務・事業の外部委託等の検討

(2) 効率的財政運営の推進

大野郡5町2村の財政は、地方交付税の依存度が極めて高く、国が進める「三位一体」改革の流れの中で、非常に厳しい運営が強いられています。この傾向は、当分の間続くものと予想されるため、新市においても、限られた財源の中で、新たな行政課題や住民ニーズに的確に対応していくためには、計画的、効率的な財政運営が求められています。

そのため、予算編成においては、簡素で効率的な行政を目指し、緊急または新規重点施策にも対応できる財源の確保を図るため、義務的経費を除く経常経費についてはシーリングの徹底を行い、財源の効率的な配分に努めるとともに、自主財源の確保につながる施策を積極的に展開します。

また、事業の実施については、各種計画との整合性、費用対効果に特に留意しつつ、事業の優先順位付けを行うとともに、必要性、有効性に十分配慮し、計画的な執行に努めます。

(主な取組み)…… 効率的な予算編成と経費の削減
計画的起債の発行
徴収率の向上等自主財源の確保

(3) 人事管理と職員の資質の向上

権限委譲や新たな行政課題により業務量が増大しつつある中で、住民サービスを可能な限り維持しながら行政運営するには、専門職の配置等、適正な人事管理が必要不可欠です。

また、時代に的確に対応し、住民の期待と負託に応えるには、まず行政の担い手である職員一人ひとりが自覚と責任をもって職務に精励することが求められています。

そのため、職員の意識改革を進め、全体の奉仕者として、モラルや識見の向上に努めます。

(主な取組み)…… 定員適正化計画の策定と人事管理の適正化
職員の研修制度や提言制度の導入

(4) 時代に即応した組織・機構の構築

近年、社会経済情勢の変化、新たな行政課題や多様な住民ニーズに的確かつ迅速に対応した行政サービスが求められています。そのため、新市の組織・機構については、慣例やこれまでの経緯にとらわれることなく、時代や住民ニーズに即した組織や機構の構築を積極的に行うこととします。

地方分権が着実に進展する中、「自己決定・自己責任」の原則に基づく行政運営が従来に比べ、より広範な行政分野で求められています。そのため、政策立案、執行機能が十分に発揮でき、責任の所在が明確となるシステムを創り上げなければなりません。

また、財政状況が悪化する中、新市誕生を機にスケールメリットを活かした行政のスリム化も大きな課題の一つです。そのため、定員適正化計画に沿った職員適正化による組織・機構の見直しを計画的かつ定期的に行うよう努めます。

- (主な取組み)…………… 住民ニーズに合った行政組織の構築
 - 本庁及び支所機能の充実
 - 附属機関及び外郭団体等の見直し
 - 公共施設の整理・統廃合とネットワーク化

(5) 公正性及び透明性の確保

近年の民主的な行財政運営においては、「説明責任」が問われています。行政には、結論はもちろんのこと、要因や経過を含めて分かり易く、住民に説明することが強く求められています。したがって、その内容については、結論に至るまでの過程も含め、いかに公正性及び透明性が担保されているかが重要なポイントとなっています。

新市においては、これまでの慣例にとらわれることなく、新市の一体感の醸成と均衡ある発展を目指すためにも、個人情報保護に配慮した情報公開を積極的に推進し、ガラス張りの行財政運営に努めます。

- (主な取組み)…………… 情報公開の推進及び個人情報の保護
 - 行政手続きの適正化
 - 監査機能の充実
 - 入札・契約の公正の確保

大野郡5町2村の合併後のまちづくり計画

第6章 新市における大分県事業

第6章 新市における大分県事業

前章で整理した「主な施策・事業」のうち、大分県が事業主体となって行う事業を下記のとおり整理します。

なお、その内容は、県道ほか幹線道路網の整備、河川改修事業、治山事業、そして農業関連整備等、基盤整備事業が中心となっています。

主要施策の区分	主要事業
ネットワークの整備による地域づくり	
交通ネットワークの整備	県道整備事業
	広域農道整備事業
	農免農道整備事業
	森林基幹道開設事業
共生と安心の生活舞台づくり	
自然環境の保全・整備と創造	河川改修事業
安全・安心な地域づくり	治山事業
健やかで生きがいとやすらぎのまちづくり	
健康づくりの推進	健康危機管理対策推進事業
	生涯健康県おおいた21推進事業
働きがいのある生活基盤づくり	
農林水産業の振興	かんがい排水事業
	畑地帯総合土地改良事業
	中山間地域総合整備事業
教育の充実と文化の創造による未来づくり	
多彩な歴史・文化資源の発掘と創造	大分アジア彫刻展
生涯スポーツとレクリエーションの推進	第63回(平成20年)大分国体関連事業

第7章 公共施設の統合整備

公共施設については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の実状や市域全体のバランス、財政状況等を考慮しながら、逐次、統合整備を検討していきます。

その検討にあたっては、行財政の効率化を基本としながら、既存公共施設の整備・配置状況や利用状況を踏まえ、公共施設の有効・相互利用を総合的に勘案し、住民の利便性や住民サービスの低下を招かないよう十分配慮します。

新市の庁舎は、本庁と支所からなります。新本庁舎が建設されるまでの当分の間、現三重町役場が本庁舎（一部は支所）となります。その他の町村役場は支所となります。

なお、支所については、新本庁舎が建設されるまで総合支所方式とし、住民に身近な行政サービス提供拠点として、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮し、適正な組織の維持、人員の配置を図るとともに、本庁と支所とを結ぶ情報ネットワークの形成等の必要な機能の整備を図ります。

また、将来的には、学校や公共施設等の空き施設が地域コミュニティの活動拠点として機能するよう、住民ニーズに沿いながら整備活用に努めます。

第8章 新市の財政計画

新市における財政計画は、新市が目指す将来像を実現するための『大野郡5町2村合併後の新市まちづくり計画（案）』の財政運営を示すもので、今後も健全に財政運営を行うことを基本として策定したものです。

1 基本的な考え方

財政計画は、新市の10年間の財政運営の指針として、歳入歳出の項目ごとに、過去の実績や現況を基に経済情勢を勘案しながら作成したものです。

作成にあたっては、堅実な財政運営を基調に、新しいまちの施策に基づく主要事業や、住民負担やサービスの調整に伴う経費、合併に伴う経費節減、国の支援措置などを反映させています。

2 計画期間

『大野郡5町2村合併後の新市まちづくり計画（案）』の計画期間に合わせ、平成17年度から平成26年度までの10カ年計画とします。

3 会計

地方財政の統計で統一的に用いる「普通会計」とします。

4 合併による効果等

財政計画には、次の合併することにより生ずるスケールメリットや財政支援措置等を見込んでいます。

- 事務事業の一元化に伴う行政経費の削減
- 人件費等の削減（一般職、特別職、議員等の削減効果）
- 合併特例事業（合併特例債を活用した事業経費）
- 国の合併支援措置経費（普通交付税、特別交付税の特例措置）
- 福祉事務所設置に伴う生活保護費等の経費

5 合併に伴う財政支援

合併算定替

旧町村ごとに毎年度算定した財源不足額を下回らない額を普通交付税として15年間交付されます。ただし、合併後11年度から15年度は段階的に縮減した額となります。

合併特例債

大野郡5町2村の合併後のまちづくり計画

第8章 新市の財政計画

新市がまちづくりのために必要とする建設事業やいろいろな地域振興に使うことのできる基金の積立てに充てることのできる地方債（借金）のことです。合併特例債は、対象となる経費の95%まで借りられ、そのうち利息を含めた返済額の70%が後の普通交付税で措置されることになっています。新市では、約230億2千万円（上限）の建設事業と約38億6千万円（上限）の基金の積立てに充てることができます。

普通交付税

合併直後の臨時的経費に対して措置されるもので、30億円を上限として5年間にわたり均等に普通交付税の基準財政需要額に算入されます。新市では、7億1千万円の算入が見込まれます。

特別交付税

合併年度又はその翌年度から3ヵ年間にわたり特別交付税により財政措置されます。新市では、7億5千万円が見込まれます。

合併推進交付金（県）

事業費の10/10以内の交付率で、10億円を上限として交付されます。新市では、9億8千5百万円を上限として交付されます。

市町村合併推進補助金（国）

『大野郡5町2村合併後の新市まちづくり計画（案）』に基づく事業に対し、人口に応じ、3ヵ年間で定額補助されます。新市では、5億7千万円を上限として補助されます。

6 主な歳入・歳出費目の前提条件等

(1) 主な歳入

費目	前提条件等
地方税	今後の経済状況を踏まえ、現行制度を基本として作成しています。
地方交付税	普通交付税については、現行制度に基づき、普通交付税の算定の特例（合併算定替）の適用を前提として作成しています。また、国の合併支援措置経費として普通交付税及び特別交付税の特例措置を見込んでいます。
国・県支出金	事業費（扶助費、普通建設事業等）に連動して作成しています。
地方債	『大野郡5町2村合併後の新市まちづくり計画（案）』における主要事業の実施に伴い、通常の地方債のほか合併特例債を見込んでいます。また、臨時財政対策債及び減税補てん債を見込んでいます。

大野郡5町2村の合併後のまちづくり計画

第8章 新市の財政計画

(2) 主な歳出

費目	前提条件等
人件費	合併による特別職の職員、議員等の減員による経費削減や、合併後、退職者の補充を抑制することによる一般職員の削減効果を見込んでいます。
扶助費	合併によるサービスの格差是正経費や生活保護費の増加分を見込んでいます。
公債費	既発の地方債の償還予定額に、『大野郡5町2村合併後の新市まちづくり計画(案)』に係る合併特例債や通常債の償還見込額を加えて作成しています。
物件費	合併による事務経費の削減効果を勘案し作成しています。
補助費等	一部事務組合等(広域連合、消防組合、火葬場)に対する経費は、この費目で計上しています。また、その他の補助費等は、合併によるサービスの格差是正経費を見込んでいます。
繰出金	上下水道、国民健康保険、介護保険事業会計等への繰出金を見込んでいます。
投資・出資金	「公立おがた病院」に対する出資金を見込んでいます。
普通建設事業	『大野郡5町2村合併後の新市まちづくり計画(案)』の主要事業に係る経費及び主要事業以外の経費を見込んでいます。

大野郡5町2村の合併後のまちづくり計画

第8章 新市の財政計画

7 財政計画

【歳入】 (単位;百万円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地方税	2,844	2,815	2,787	2,759	2,731	2,731	2,731	2,731	2,731	2,731
地方譲与税	525	525	525	525	525	525	525	525	525	525
地方交付金	691	691	691	691	691	691	691	691	691	691
地方交付税	11,030	10,791	9,977	9,577	9,586	9,360	9,348	9,338	9,331	9,314
分担金及び負担金	292	292	292	292	292	292	292	292	292	292
使用料及び手数料	327	327	327	327	327	327	327	327	327	327
国庫支出金	1,261	1,261	1,261	1,261	1,261	1,261	1,261	1,261	1,261	1,261
県支出金	2,156	2,156	2,156	2,156	2,156	2,156	2,156	2,156	2,156	2,156
財産収入	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67
繰入金	24	139	891	990	383	243	0	0	0	0
諸収入	317	317	317	317	317	317	317	317	317	317
地方債	3,572	3,552	3,464	3,430	3,412	3,124	3,107	3,090	3,073	3,056
歳入合計	23,106	22,933	22,755	22,392	21,748	21,094	20,822	20,795	20,771	20,737

大野郡5町2村の合併後のまちづくり計画

第8章 新市の財政計画

【歳出】 (単位;百万円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人件費	5,769	5,779	5,787	5,718	5,621	5,440	5,400	5,297	5,267	5,213
扶助費	1,776	1,776	1,776	1,776	1,776	1,776	1,776	1,776	1,776	1,776
公債費	4,110	3,970	3,989	3,903	3,636	3,387	3,253	3,205	3,248	3,259
物件費	2,303	2,234	2,167	2,102	1,997	1,891	1,789	1,691	1,597	1,507
維持補修費	93	93	93	93	93	93	93	93	93	93
補助費等	3,686	3,599	3,461	3,286	3,071	3,073	3,042	3,025	3,007	2,972
繰出金	1,812	1,812	1,812	1,812	1,812	1,812	1,812	1,812	1,812	1,812
積立金	0	0	0	0	0	0	35	274	349	483
投資及び出資金	57	170	170	202	242	122	122	122	122	122
普通建設事業費	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
歳出合計	23,106	22,933	22,755	22,392	21,748	21,094	20,822	20,795	20,771	20,737

大野郡5町2村の合併後のまちづくり計画

第8章 新市の財政計画

参考資料1 財政用語説明

歳入

地方税	地方税法に定めるところによって地方公共団体が課税・徴収することができる税。固定資産税、軽自動車税、たばこ税など。
地方譲与税	国税として徴収され、地方公共団体に譲与される税。地方道路譲与税、自動車重量譲与税など。平成16年度から所得譲与税が新設された。
地方交付金	国や県が徴収した税の一部を地方公共団体が行政サービスを行う上で必要な財源を補うために交付される税。地方消費税交付金、ゴルフ利用税交付金など。
地方交付税	地方公共団体が税源の不均衡を調整し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するために国から交付されるもの。普通交付税と特別交付税に分かれている。
分担金及び負担金	地方公共団体が行う特定の事業によって利益を受ける者から徴収するもの。保育所や老人福祉施設等入所者の負担金など。
使用料及び手数料	公共施設の使用や公共サービスを受けたことへの対価として利用者等から徴収するもの。幼稚園の授業料、各種公共施設の使用料、住民票等各種証明の発行手数料など。
国庫（県）支出金	地方公共団体が行う事業に対し、その財源の一部として国や県から使いみちを特定されて交付される補助金など。
財産収入	地方公共団体が所有する財産を貸付け、出資、または売払いしたことによって生じる現金収入。
繰入金	基金や積立金などを取り崩して繰り入れたお金。
諸収入	他のどの歳入科目にも含まれない収入。延滞金、預金利子、雑入など。
地方債	地方公共団体が建設事業などの財源に充てるため、国などから借りるお金。

大野郡5町2村の合併後のまちづくり計画

第8章 新市の財政計画

歳出

人件費	特別職（市町村長・助役・収入役）、議員、各種委員、非常勤職員の報酬のほかに、職員などの給料、諸手当がこれに該当する。
扶助費	高齢者、児童、心身障害者などに対して行っている様々な扶助（援助）に要する経費。
公債費	地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金など。
物件費	地方公共団体が支出する消費的性質を持つ経費の総称。賃金、旅費、消耗品費、燃料費、光熱水費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及び賃借料など。
維持補修費	地方公共団体が管理する公共用施設などを補修するなどし、その効用を維持するための経費。
補助費等	各種団体に対する助成金や一部事務組合等への負担金など。
繰出金	一般会計と特別会計（国民健康保険、農業集落排水、上水道など）の間で、歳入の不足を補うため支出される経費。
積立金	地方自治法の規定に基づき、特定の目的のために設けられた基金などに積み立てるための経費。
投資及び出資金	財産を有利に運用するための国債などの取得や、財団法人設立の際の出捐金、公立病院や土地開発公社などへの出資などに要する経費。
普通建設事業	道路、橋りょう、学校、住宅、公園など公共事業に係る経費。

参考資料 用語説明

ISO14001 (ISO; International Organization for Standardization)

…… ISOとは、ジュネーブに本部のある「国際標準化機構」のことで、国際的な取引や協力を促進するため、あらゆる分野で国際的な規格の制定を行っている。ISO 14001は、事業所を単位として、環境に関する方針や目標の作成、その具体化のための組織や責任、プロセスなどの基準を定めた国際規格。

IT (Information Technology)

…… 情報通信技術。コンピューターとネットワーク（特にインターネット）に関連する技術を総称的に表す語。

NPO (Non Profit Organization)

…… 民間非営利組織。利潤追求や利益配分を行わず、自主的・自発的に活動する営利を目的としない組織・団体の総称。

Iターン

…… Uターンから派生した言葉で、大都市で生まれ育った者が地方へ移ること。

Uターン

…… 大都市在住の地方出身者が出身地へ帰ること。

Jターン

…… 大都市在住の地方出身者が出身地には戻らず、出身地付近の都市部まで帰ること。

あ行

アイデンティティ

…… 独自性、主体性。

アウトドア

…… 屋外。野外。自然環境を積極的に取り入れた活動。

アクセス

…… 接近。近づく方法。または交通手段のこと。

一次予防

…… 病気の予防対策として健康を増進し発病を予防すること。「二次予防」は、病気を早期に発見し治療すること。「三次予防」は、病気にかかった後の対応として治療・機能回復・機能維持を行うこと。

イメージアップ

…… 他人に与える印象や世間の評判が良くなること。

インターチェンジ

…… 一般道路または都市高速道路から高速道路へ入る、または高速道路から一般道路または都市高速道路へ出る出入り口のこと。高速バスの乗降場がこのインターチェン

大野郡5町2村の合併後のまちづくり計画

参考資料 用語説明

ジに設置されている場合もある。この用語はICと略される場合もある。

インターネット

……世界中のコンピュータと、文字、映像、音声等を使った多様な情報を自由に通信することを可能とする世界規模の情報通信ネットワークのこと。

エコ・ショッピング

……環境に配慮し、省資源、省エネルギー、リサイクル等に努める買物形態。具体的には店頭での簡易包装や資源ゴミの回収、消費者の買物袋や容器の持参等がある。

エコファーマー

……「持続農業法」(持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律)に基づき、堆肥等を使った土づくりと化学肥料・農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産方式を導入し、環境保全型農業に取り組んでいる農業者の愛称。

エコライフ

……環境への負荷の少ない生活。限りある資源の有効利用やごみの減量化、再資源化等に努める生活。

エコロジー

……生態学、生態環境。

エリア

……区域。地帯。領域。

か行

カバー

……不足の点等を補うこと。

環境マネジメントシステム

……業務の効率向上と環境への影響の最小化を図り、環境に関する方針を体系的に実行していくためのシステム。

行政評価システム

……行政の事業や施策に成果指標等を設定し、達成度を評価することにより、行政運営の効果的・効率的運用に結び付けるシステム。

協働・共創

……住民・行政・企業等の複数の主体が、対等な立場でそれぞれの特性を認め合い、活かし合いながら、地域の課題解決等の共通の目的に向け、連携・協力し共に創ることを意味する造語。

グリーンツーリズム

……都市住民が農山村において、自然・文化・人々との交流等を楽しむ滞在型の余暇活動。

大野郡5町2村の合併後のまちづくり計画

参考資料 用語説明

グローバル

……世界的規模で行われる様子。

子育てサークル

……0歳～入園前の子供とその母親が定期的に集まって友だちづくりをしたり、一緒に遊んだり、情報交換をしたりして子育てについて学び、悩みを相談しながら「子育てを共に」していこうとするサークル活動のこと。

コミュニティバス

……路線バス等の交通手段で、これまで対応できていなかった障害者や高齢者の日常的な地域の交通需要に応えるために、主に自治体が主体となり比較的小型で小回りの利くバスを使って運行しているもの。

さ行

サポート

……支持。支援。

サンセット方式

……補助金等に、あらかじめ終期を設定しておき、終期がきたら、その補助金等を廃止する制度。

三位一体の改革

……地方分権の一環として、国と地方の税財政改革を進めることで、具体的には、補助金の改革、地方交付税の改革、税源移譲を含む税源配分の見直しを一体的に進めること。15年6月、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（骨太の方針第3弾）が閣議決定され、2006年度までに公共事業を含む地方向けの補助金を4兆円程度削減し、削減分の8割程度にあたる税源を国から地方に移すこと。

「自己宣言」方式

……事業所等が、ISO14001環境マネジメントシステムの国際規格に基づき、省エネルギー、リサイクル等の環境保全に努めることを自らが宣言する方式。

集落営農システム

……効率的かつ安定的な経営体を中心に、高齢者や女性、兼業農業者、退職就農者等がそれぞれの規模や能力を生かし、集落全体での効率的な営農活動を行うシステム。

循環型社会

……地球温暖化をはじめとする地球環境問題への危機意識を背景とし、従来の大量生産、大量消費・大量廃棄という、資源を過度に消費し環境への負荷が大きい社会経済システムを見直し、「もの」を大切に、資源として循環することによって、環境の保全と持続可能な発展を可能とする社会のこと。

新エネルギー

……主に風力、太陽光、太陽熱等を活用した自然でクリーンなエネルギー。

シーリング

……予算編成において、これ以上は要求出来ないという概算要求の限度。

大野郡5町2村の合併後のまちづくり計画

参考資料 用語説明

シンボル

…… 象徴。その組織・団体等に属することを象徴的に示すこと。

スクラップ・アンド・ビルド

…… 採算や効率の悪い部門を整理し、新たな部門を設けること。

スクールカウンセラー

…… いじめや不登校等の問題に対処するため、臨床心理士の資格をもって学校に派遣される専門家。児童・生徒へのカウンセリングとともに、教職員及び保護者に対して助言等を行う。

スケールメリット

…… 規模を大きくすることで得られる利益。例えば、市町村の人口規模が拡大するにつれて、人口1人当たりの行政経費（特別職・議会議員の削減、総務・企画課等管理部門の事務組織の削減や各種行政組織の削減等）が削減可能となる。また、各町村のもつさまざまな資源（財源・人材・自然などの物的資源だけでなく、歴史・文化・ノウハウ等）を有機的、効率的に活用することで、合併後のまちづくりに最大限活かす必要がある。

ステーション

…… 駅。特定の仕事をする待機場所。

スポーツライフ

…… 生涯、運動やスポーツを行いながら健康になり、仲間に恵まれ、豊かな人生をおくこと。

生産年齢人口

…… 一般に15～64歳までの年齢人口をいう。日本の生産年齢人口比は約70%前後で、他の先進諸国に比較して生産年齢人口の比率が高い。

ゾーニング

…… 地帯設定の意。都市計画や地域計画を進めるために、地域ごとの利用法を決めること。

た行

ダイオキシン

…… 環境ホルモンの一種として、その強い毒性が問題となっている科学物質。

多自然型社会

…… 全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン(平成10年3月)」では、地方の中小都市や中山間地域等の豊かな自然環境に恵まれた地域を、21世紀の新しい生活様式を可能とする国土のフロンティアと位置づけて、都市的サービスと、ゆとりある居住環境、豊かな自然を併せて享受できる自立した社会をめざそうと提示された「多自然居住」の概念が提示された。多自然型社会とは、多自然居住から派生した言葉。

大野郡5町2村の合併後のまちづくり計画

参考資料 用語説明

男女共同参画社会

……男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会のこと。

地域コミュニティ

……おおむね学区を範囲とする地域の住民が生活基盤をより良くするために、協力し活動していくための組織。自治会や町内会が中心となることもある。

地産地消

……地域で生産された産物を、その地域で消費するという考え方により行われている取り組み。各地域において、直売所を利用した新鮮な地域農産物の販売、地域産物への理解を深めるための生産者と消費者の交流活動等の多様な取り組みが行われている。

データベース

……相互に関連のあるデータを蓄積したもの。

特例債事業

……合併後の市町村が市町村建設計画にも基づいて行う一定の事業に要する経費や合併後の市町村振興のための基金造成について、合併が行われた年度とこれに続く10年度について、特例として認められる地方債。この元利償還金の一部については、普通交付税措置がされる。

豊の国ハイパーネットワーク

……大分県が推進する高速・大容量の光ファイバケーブルネットワークのこと。平成14年度末までに県内約400kmの伝送路を敷設し、全ての総合庁舎と大部分の地方機関を接続して、平成15年度から全面的に運用を開始した。このネットワークは、大分県の全ての行政システムが利用しており、県内の市町村と接続して、総合行政ネットワーク(LGWAN)をはじめ、電子政府、電子自治体構築の基盤となる重要なネットワークのこと。

ドライシステム

……調理場の床面を乾燥した状態で使うシステム。細菌の繁殖を少なくし衛生的で、軽装での作業による作業効率の向上という利点がある。

な行

ニーズ

……要望。

年少人口

……年少人口。幼年人口ともいい、14歳以下の年齢の人口のこと。

ノーマライゼーション

……一般的には、障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方をいう

は行

バイオテクノロジー

……「バイオロジー（生物学）」と「テクノロジー（技術）」を合成した言葉で、生物の持つすばらしい働きを上手に利用し人間の生活に役立たせる技術。昔ながらの発酵や品種改良から、現代の細胞や遺伝子を操作する最先端技術まで実に様々な技術がある。

バイオマス発電

……植物の間伐材や木屑、廃材のほか、生ごみ、家畜の糞、人間のし尿等を固体、液体、気体等の有効な燃料に加工し、エネルギー源として発電に利用すること。

ハイペース

……急速な速さで進むこと。

パートナーシップ

……住民と行政がともに協力しあうこと。

バリアフリー

……高齢者や障害者が利用しやすいよう狭い通路や段差等を解消し、高齢者や障害者等と健常者との障害、障壁を取り払うこと。

バリエーション

……変化に富むこと。変種。変形。変異。

ビジョン

……将来に対する展望。見通し。先見。構想

ブランド

……一般には、他社の製品・サービスとの違いを示す名称、デザイン、シンボルのこと。しかし、大方の消費者にとっては、ブランドはそれ以上の意味合いを持っており、自己の使用経験、他者から得た情報、あるいは提供側社員とのコミュニケーション等を通じて、安心感を持って継続的、反復的に使用できる(あるいはしたくなる)製品・サービスという意味合いがある。

ベンチャー企業

……独創的な技術やサービス、経営システムを開発・導入し、未知の要因が大きいため既存の大企業が取り組むことが困難な新しい事業に取り組んでいる企業。

ホームステイ

……短期留学生在が一般家庭に一定期間滞在して、家庭的雰囲気の中で勉学すること。

ボランティア

……自由意志をもって社会事業・災害時の救援等のために無報酬で働くこと。

大野郡5町2村の合併後のまちづくり計画

参考資料 用語説明

ま行

マーケティング

……消費者の求めている商品・サービスを提供する商品や販売活動の方法等を決定することで、生産者から消費者への流通を円滑化する方法。

道の駅・里の駅

……観光、道路情報や地域の特産品等を提供できるような機能を備えた交流施設のこと。道の駅は、休憩所やトイレなど一定水準以上の機能を有した施設を国が認定し、里の駅は市町村の主要な交流施設を県が認定している。

メタン発酵

……家畜の糞、生ゴミ、間伐材等の有機物を微生物の力をかりて、メタンを発生させること。近年、燃料電池の燃料として有望視されている。

や行

ユニバーサルデザイン

……建築物や製品に高齢者や障害者向けの機能を取り込む等、はじめから誰もが使えるように考慮したデザイン。バリアフリーの考え方をさらに進めたもの。

ら行

ライフステージ

……人間が誕生してから死に至るまでの様々な過程における生活史上の各段階のこと。幼児期、児童期、青年期、老年期等。

リサイクル

……資源の節約や環境汚染防止等のために、不用品・廃棄物等を再生利用すること。

リハビリテーション

……身体障害者や精神神経障害者、事故や病気による後遺症を持つ人などに最大限の機能回復と社会生活への復帰を目指して行われる総合的な治療と訓練のこと。

緑化キャンペーン

……公園等の公的な緑地の整備とあわせて民有地の緑化を積極的に進めるために、地域住民や関係諸団体の積極的な参加と協力により総合的な都市緑化を推進し、まちづくりにおける緑豊かな生活環境を確保すること。

リンク

……連結すること。連動すること。